

平成30年関川村議会3月（第2回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

平成30年3月8日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 発委案第 1号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 6 報告第 1号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算（第8号））
- 第 7 報告第 2号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算（第9号））
- 第 8 議案第 9号 関川村地域文化交流施設「ちぐら」の施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第10号）
- 第10 議案第11号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第12号 平成29年関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第13号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第14号 平成29年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第15号 平成29年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第16号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第17号 平成29年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第18号 関川村光兔交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第18 議案第19号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第19 議案第20号 関川村農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第21号 関川村基金条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第22号 関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第23号 関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第24号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第25号 関川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第26号 関川村個人情報保護条例の全部を改正する条例

- 第 2 6 議案第 2 7 号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 2 7 議案第 2 8 号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 2 8 議案第 2 9 号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 2 9 議案第 3 0 号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 3 0 議案第 3 1 号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 3 1 議案第 3 2 号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 3 2 議案第 3 3 号 関川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 3 議案第 3 4 号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第 3 4 議案第 3 5 号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 3 5 議案第 3 6 号 村上岩船定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第 3 6 議案第 3 7 号 村道路線の変更について
- 第 3 7 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度関川村一般会計予算
- 第 3 8 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 9 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 4 0 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第 4 1 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 2 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度関川村村有温泉特別会計予算
- 第 4 3 議案第 4 4 号 平成 3 0 年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第 4 4 議案第 4 5 号 平成 3 0 年度関川村簡易水道特別会計予算
- 第 4 5 議案第 4 6 号 平成 3 0 年度関川村公共下水道事業特別会計予算
- 第 4 6 議案第 4 7 号 平成 3 0 年度関川村農業集落排水事業特別会計予算
- 第 4 7 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度関川村水道事業会計予算
- 第 4 8 同意第 1 号 関川村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 4 9 同意第 2 号 関川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 5 0 同意第 3 号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 5 1 議員派遣

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 発委第 1 号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について（平成 29 年度関川村一般会計補正予算（第 8 号））
- 第 7 報告第 2 号 専決処分の報告について（平成 29 年度関川村一般会計補正予算（第 9 号））
- 第 8 議案第 9 号 関川村地域文化交流施設「ちぐら」の施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 10 号 平成 29 年度関川村一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 10 議案第 11 号 平成 29 年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 11 議案第 12 号 平成 29 年関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 12 議案第 13 号 平成 29 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 13 議案第 14 号 平成 29 年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 14 議案第 15 号 平成 29 年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 15 議案第 16 号 平成 29 年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 16 議案第 17 号 平成 29 年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 17 議案第 18 号 関川村光兔交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 18 議案第 19 号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 19 議案第 20 号 関川村農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第 21 号 関川村基金条例の一部を改正する条例
- 第 21 議案第 22 号 関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 22 議案第 23 号 関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 23 議案第 24 号 関川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 24 議案第 25 号 関川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 25 議案第 26 号 関川村個人情報保護条例の全部を改正する条例
- 第 26 議案第 27 号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 27 議案第 28 号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 28 議案第 29 号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 29 議案第 30 号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 第30 議案第31号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第32号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第33号 関川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第34号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤		仁	君	4番	加	藤	和	泰	君	
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原		修	君	
9番	伝		信	男	君	10番	平	田		広	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君						
教	育	長	佐	藤	修	一	君				
総	務	課	長	加	藤	善	彦	君			
税	務	会	計	課	長	田	村	久	美	子	君
住	民	福	祉	課	長	中	束	正	子	君	
農	林	観	光	課	長	伊	藤		隆	君	
建	設	環	境	課	長	高	橋	賢	吉	君	
教	育	課	長	稲	家				誠	君	
総	務	課	参	事	野	本			誠	君	
住	民	福	祉	課	参	事	伊	藤	和	義	君
農	林	観	光	課	参	事	板	越	昌	生	君
教	育	課	参	事	安	久	昭	男		君	

○事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 充 代

主 任 石 山 洋 介

午前10時00分 開会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより平成30年関川村議会3月（第2回）定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、菅原 修さん、9番、伝信男さんを指名いたします。

日程第2、会期の決定

○議長（近 良平君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から本定例会議の会議日程（案）及び議案の取り扱いについて報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る2月28日、平成30年3月第2回定例会議の運営について、役場第2会議室において、委員及び議会事務局職員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告を行い、その後、村長の施政方針説明、一般質問、各議案の上程を行います。

9日金曜日は引き続き本会議を開催し、各議案の上程を行います。

なお、平成30年度各会計の当初予算（案）については、予算審査特別委員会を設置して審議を行います。

12日月曜日は、最初に総務厚生常任委員会と産業建設常任委員会の連合審査会を開催し、陳情の審査を行います。その後、付託議件の委員会審査を行います。常任委員会終了後から14日水曜

日まで、予算審査特別委員会の各分科会を開催し、各会計予算の分割審査を行います。

15日木曜日から19日月曜日は、議案調整及び各委員長の事務整理日とします。

20日火曜日は、午後2時から予算審査特別委員会を開催します。その後、午後3時から本会議を開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。なお、追加議案が上程された場合は、当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。

発委案第1号は、関川村議会会議規則の一部改正案件です。趣旨説明の後、質疑、討論を行い、即決とします。

報告第1号及び第2号は、専決処分報告です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑を行い、報告を終わります。

議案第9号は、関川村地域文化交流施設「ちぐら」の設置及び管理に関する条例の一部改正案件です。提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い即決とします。

議案第10号は、平成29年度一般会計補正予算案件です。提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第11号から議案第17号まで、以上7件は特別会計の補正予算案件です。一括上程し提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第18号及び第19号は、条例の制定案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、総務厚生常任委員会へ付託します。

議案第20号から議案第25号まで、以上6件は条例の一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑討論を行い、即決とします。

議案第26号から議案第34号まで、以上9件は、条例の一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、総務厚生常任委員会へ付託します。

議案第35号は、過疎地域自立促進計画の変更案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、総務厚生常任委員会へ付託します。

議案第36号は、村上岩船定住自立圏の形成に関する協定の変更案件です。提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第37号は、村道路線の変更案件です。提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第38号から議案第48号まで、以上11件は平成30年度会計の当初予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求めます。その後、9人で構成する予算審査特別委員会を設置してこれに付託します。

同意第1号から同意第3号は、人事案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、

質疑、討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は2月22日正午で締め切り、4名の方が本定例会において質問を行います。

次に、請願陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会において審査をお願いします。

最後に、議員派遣は4月から来年3月までに派遣が必要なものを一覧にして議長提案とします。

以上で報告を終わります。

○議長（近 良平君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会議日程は、お手元に配付の会議日程案のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び同法第235条の2第3項の規定により、平成29年12月分及び平成30年1月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ごらんください。

以上で、諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり挨拶と施政方針説明について申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、大変ご多用のところ、平成30年第2回村議会定例会にお集まりをいただき、まことにありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、専決処分の報告案件2件、平成29年度各会計補正予算8件、条例の制定及び改正案件18件、過疎地域自立促進計画変更案件1件、村上岩船定住自立圏の形成に関する協定の変更案件1件、村道路線の変更案件1件、平成30年度各会計当初予算11件、人事案件

3件、以上45件であります。

追って上程されました際に詳細を申し上げますので、慎重ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

なお、会期中に副村長の人事案件1件を追加提案させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、平成30年度の施政方針をご説明いたします。

関川村議会3月定例会に際し、平成30年度の各会計予算を初め諸議案を審議していただくに当たり、今後の村政運営に対する私の所信の一端を述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解、ご協力をお願いするものであります。

全国の地方自治体は、少子高齢化を迎え、東京を中心とする都市部への人口流出が続いており、国ではこれに歯どめをかけるため、さまざまな施策を展開しておりますが、その流れは変わっておりません。地方自治体は、生き残りをかけた厳しい対応を迫られております。

安倍首相が1月衆参両院で行った施政方針演説では、「日本は少子高齢化という国難とも呼ぶべき危機に直面しています。この壁も必ず乗り越えることができる。明治の先人たちに倣って、もう一度あらゆる日本人にチャンスをつくることで、少子高齢化もきっと克服できる。今こそ、新たな国づくりのときです」と述べております。

また、地方自治体の財政運営の指針となる平成30年度の地方財政計画では、「我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれています」と経済状況を見通しています。

一方、昨年度の3月村議会における前村長の施政方針演説においては、今後の財政運営について次のように述べております。「村財政での将来の課題は、財源が年々厳しくなることであります。税収の減少に加え、人口減少などに伴う地方交付税の減収がこれからも進行することです。このままでは、現在の行政水準を確保することは厳しいものがあると認識しています。そのため、人口減少の抑制、雇用の確保、課税対象の増加対策、財産収入などその他の収入の確保が喫緊の課題となっています」、こう述べております。

自立の村づくりに踏み出して15年、この15年間の財政運営を、私なりに振り返りたいと思います。

歳入については、基幹税目である固定資産税が決算ベースで平成15年度5億3,800万円から平成28年度4億1,300万円と、2割以上減少しております。歳出では、高齢化の進展等に伴い、同じく平成15年度1億4,900万円だった扶助費は、平成28年度では3億1,400万円と2倍以上の増加となっております。

一方で、人件費や普通建設事業は抑制されてまいりました。人員削減と給与水準の抑制により、平成15年度8億2,700万円の人件費は、平成28年度では7億3,000万円と約1億円削減しております。

地方債年度末残高を見ますと、平成15年度62億6,000万円が平成28年度では50億4,000万円と12億円ほど減少しており、普通建設事業も抑制されてきたことがわかります。

これまでの財政運営を総括すると、高齢化等により行政需要が増加する一方で、人口減少等により税収や地方交付税が減少することから、投資や人件費等を極力抑え、節約志向で財政運営をしてきたと言えると思います。

しかしながら、平成29年度は、これまで積み立ててきた財政調整基金を取り崩さざるを得ない状況に至っており、これまでの取り組みだけでは今後の財政運営は厳しい状況に置かれているものと思っております。

一方で、国の動きを見ますと、昨年12月22日閣議決定された平成30年度税制改革の大綱に、地方消費税の清算基準の抜本的見直しとして、人口基準を重視した清算基準の変更が盛り込まれており、また、森林整備等に要する新たな財源の確保として、仮称であります、森林環境税が平成36年度から、それに先立ち平成31年度からは、仮称森林環境譲与税の導入が盛り込まれております。これらが実現されれば、地方税収の増加が期待をされます。

また、平成30年度の地方交付税は「地方が子供・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組むつつ、安定的に財政運営を行うことができるように」として、地方交付税等の一般財源総額について、平成29年度を上回る額を確保されましたが、その一方で、地方の一般財源総額を平成27年度の水準を下回ることがないように、実質同水準を確保するという平成30年度までの基本的な取り扱いを今後どうするのかについて、今後国において議論されることとなっております。

自主財源の少ない関川村としましては、地方交付税の役割が極めて大きいことから、今後ともこうした国の動きを注視してまいります。

私は、このたびの予算編成に当たって、事業の必要性などの観点から一部見直しを行いました、時間的な制約などもあり、必ずしも十分ではありません。今後とも、今ある事業について総合計画に掲げた施策実現に向けた有効性、事業の成果、費用対効果などの視点から事業を見直すとともに、民間活力の積極的な導入や、遊休資産等の有効活用、ふるさと納税を含めた中長期的な財源確保に努めてまいります。

次に、総合計画の推進についてであります。県では平成30年1月、米山知事のもと「にいがた未来創造プラン」が策定されました。これまで平山知事による長期総合計画「新潟・新しい波」、泉田前知事による「夢おこし」政策プラン、そして米山知事による「にいがた未来創造プラン」と、それぞれ前知事が策定した長期計画の期間を残しながら、新たに現職知事の思いを託した計画が策定されてまいりました。

関川村では、平成28年から平成37年度までを計画期間とした第6次総合計画があります。第6次関川村総合計画は、関川村の将来目標と、それを達成するための大綱を定めたものであり、多くの

村民の参画によりつくられたものと認識しております。

私は、今後の社会情勢の変化を踏まえた柔軟な対応を是としつつも、引き続き、この計画に沿って豊かで住みよい活気ある村の実現に向けて努力してまいります。またその進捗状況等については、広く村民に公表し、村民や外部の方のご意見をいただきながら、いわゆるマネジメントサイクルを回して政策を推進していきたいと考えております。

次に、総合計画に基づきご説明をいたします前に、村民の関心ごととなっております木質バイオマス発電事業の今後の取り扱いについてご説明をいたします。

私は、これまで進められてきた事業の実態を把握し、今後の方針を決定することとしておりました。これまで、関川村や村の出資団体である株式会社パワープラント関川と、この事業に携わる国内企業、団体、国外企業との覚書等について確認し、また、パワープラント関川のこれまでの取り組み状況、毎日のように送られてくる資金調達等に関する米国企業からパワープラント関川へのメールも確認いたしました。

その結果、現状では、この事業を推進する上でさまざまな課題があると思っております。

まず1つ目は、交渉の相手方である米国企業の信頼性の問題です。資金調達に3年もの間、近々資金が入ると言い続けるだけで、それ以外の具体的な対応、成果が見えてこない米国企業が果たして信用していいのだろうか。これは、米国と日本の文化の違いと言い切ることはできないと感じております。

2つ目は、技術的検証のない設備の導入に伴うリスクの問題であります。仮に、このプロジェクトに参画する投資家があらわれ、資金を調達したとしても、この事業の核となるスターリング・サイクルを利用したエンジンをを用いた高効率の発電システムが実現できるかどうか、技術的な検証がなされていないという問題です。米国側が全てのリスクを負うとされておりますが、予定した性能が出ない場合のリスク、即ち事業会社の損失発生への対応、木材調達コストへの影響の可否など、不安な問題を抱えております。

3つ目は、関川村の対外的な信用の問題です。

私が出席した会議においても、関川村はこの問題をどうするのか、木材をいつまで確保しておけばいいのかという質問を受けました。事業開始時期の見通しが明らかでない中で、ただ待ち続けるという態度を行政としてとり続けることは、関川村の信用が失墜することにもつながりかねません。

このほかにもさまざまな問題がありますので、私は、この問題について時間を区切って早期決着をつける方向でありますが、その際に留意すべきは米国企業との今後の協議の進め方であります。

訴訟の多い米国企業とのやりとりですから、仮に事業を断念する場合にも、その進め方に十分注意を払いながら、訴訟にならないよう、訴訟になっても負けないようにとしっかりと準備をして進める必要があると、法律の専門家からもアドバイスをいただいているところであります。

前村長が村のためにと導入を試みた木質バイオマス発電事業そのものについて断念したわけでは
ありませんが、今回の事案の対応に当たっては、村が損害をこうむることのないようにというスタ
ンスで早期に円満な収束ができるように検討を進めているところでございます。

以下、総合計画の区分に沿って、平成30年度の村行政の考え方をご説明いたします。

まず「住みよい暮らしのために」についてであります。

全国的に人口減少時代を迎え、少子高齢化がますます深刻さを増す中で、54集落がそれぞれ集落
内での協力、あるいは集落の垣根を超えた9つのコミュニティーでの連携、これらは一層大切にな
って来ると考えております。村との協働にも期待する面が大きくなってきていますので、集落、コ
ミュニティー、あるいは諸団体が円滑な運営ができるよう、村としましても多面的に支援をしてま
いります。

特に、買い物対策、通院等の地域交通対策、嫁婿対策など喫緊の課題や、交流、定住につながる
先導的な取り組みなどに対しては、助成制度を設けるなど支援をしてまいりたいと考えております。

ことしの冬は大雪となり、雪害も発生しております。近年、全国各地で風水害や地震などによる
災害が多発しており、防災・減災への備えが重要視されております。

村の地域防災計画に基づいて「洪水ハザードマップ」や「内水ハザードマップ」は整備してあり
ますが、このたび新たに「土砂災害ハザードマップ」を作成し、関係集落への配布を計画してあり
ます。村民の安全・安心に力を注ぎます。

また、ことしは隔年の実施である全村での防災訓練を実施し、避難経路の確認や有事の際の行動
などを確認いたします。

防災には、自助・共助の考え方が重要ですので、現在37集落で組織されている自主防災組織の全
村への広がり推進するとともに、防災士資格の取得や自主防災組織での訓練、装備充実に対し支
援をしてまいります。

消防団は、現団員が420名おり、大変力強く感じております。それぞれが仕事を持ちながらの活動
であり、感謝をしております。今後とも地域防災力のかなめである消防団員の確保に努めるととも
に、活動しやすい環境づくりに努めます。

村内の道路につきましては、国道113号線に沿って進められている地域高規格道路・新潟山形南部
連絡道路の鷹ノ巣道路の整備が進んでおります。今後さらに工事が進捗するよう、国に要望してま
いります。

国道290号線の土沢地内のバイパス整備につきましては、ことしの夏の共用開始が予定されてあり
ます。完成後は、高田橋以北の改良工事に向け、管理者であります県に対し強く要望してまいりま
す。

住民生活の基盤である村道についてです。

関川村は消雪パイプの設置が進んでおり、その老朽化への対応が必要となっていてきております。引き続き、年次計画を立てて設備の更新を行ってまいります。

このほか、村道の整備には多くの要望をいただいております、財源を見ながら重要性和緊急度に応じて対応しておりますが、必ずしも要望に応えられていないのが実態であります。今後は、実情をしっかりと把握して対応するとともに、集落要望の取りまとめ方についても、もう少し工夫をしていきたいと考えております。

小学校や中学校が統合し、廃校舎の活用が課題となっております。一方、老朽化で危険な状況にある校舎もあります。まだ活用できるものについては、工夫をしながら利活用を進め、危険校舎等については、放置することなく解体等適切な対応に努めてまいります。

閉園した女川保育園につきましては、地元の方に貸し出し、地域活性化のために活用していただく計画となっております。そのほかにも、活用できていない遊休施設が幾つかあります。民間企業等への貸し出しも含め、鋭意工夫を凝らしてまいります。

下水道事業につきましては、平成13年度の共用開始以来17年が経過しました。下水道長寿命化計画に基づき、計画的な長寿命化を図り、施設の適正な維持管理に努めるとともに、下水道未接続者の加入促進も図ります。

上水道や簡易水道も、施設の老朽化の課題に直面しております。老朽配水管の布設がえなどの施設の更新を計画的に進めてまいります。

次に、「地域を担う産業の振興のために」についてであります。

米政策につきましては、国からの生産数量目標の配分が廃止され、生産者や集荷業者などが販売戦略に基づき需要に応じた生産・販売を行うこととなりました。村と農協などで組織する農業再生協議会との連携を密にし、農家が混乱しないように努め、農地の維持と経営合理化を支援いたします。

また、意欲のある農家に対しては、国の制度等を最大限活用しながら、積極的に生産ができるよう魅力のある農業政策を推進いたします。

県営事業として整備が進んでおります女川左岸地域の約260ヘクタールのは場整備につきましては、少しでも早く完成できることを期待しております。

埋蔵文化財の調査につきましては、しっかりと進め、農地整備の支障とならないように努めてまいります。

林業については、国では戦後以来の林業改革に挑戦するとして、森林の集約化、森林整備に力を入れることとしております。

村としましては、国の制度を最大限活用しながら、森林組合を中心として路網の整備などを進め、林業の振興を図ってまいります。

不明確な境界を確定するために進めております国土調査につきましては、湯沢地区の調査に着手いたします。

商店や温泉旅館の廃業など、村内の事業所数が減少しております。商工振興につきましては、商工会などと協力しながら振興に努めてまいります。

多くの村民に活用されております住宅リフォーム助成制度につきましては、地域経済の活性化のため引き続き実施をしております。

観光面では、その地域ならではの体験や地域の人々と触れ合いを楽しむ体験型観光を好む旅行者が大変ふえております。しかし、自然体験できる仕組みが必ずしも十分とは言えず、魅力ある資源を活用し切れていないと感じております。

また、今後増加が見込まれます外国人客の受け入れについての課題もあります。関川村観光協会や関川村温泉旅館組合とも連携し、さまざまな資源を有効に活用するとともに、観光客を呼び込めるような仕組みづくり、村の魅力の効果的な情報発信などについて検討を進めます。

道の駅関川は、大勢の人が訪れにぎわっておりますが、立地場所からしてもっと生かすべきではないかという村民の声がございます。道の駅の整備につきましては、国の補助金や地方債を財源としたことの制約もありますが、渡辺邸に隣接し温泉のある道の駅が、地域生活の拠点として、また観光の拠点としてさまざまな皆さんからご利用いただけるにぎわいのある施設となるよう、全体のレイアウトも含め再整備の検討が必要です。まずは、村の職員が中心となって、予算ゼロ事業として一歩前に踏み出し、その検討を進めてまいります。

次に「交流から定住へ促すために」についてであります。

地域起こし協力隊が昨年から2名活躍しております。役場に勤務していただいております隊員には、村がこれまで余り活用していなかった自然や資源に着目いただき、魅力あるむらづくりのために奮闘いただいております。また、大島集落で活動を始めております隊員は、福祉分野や農産物の活用などを通じて地域協力活動に着手していただいております。これらの活動実績をもとに協力隊の認知度を高めるとともに、これらをモデルとして協力隊の導入を全村に広げていきたいと考えております。また、協力隊の活動は3年間という制約がありますので、活動終了後は村への定住につなげていきたいと思っております。

全国では、都市部から農山漁村への移住者が年々ふえ、田園回帰という言葉も生まれております。移住希望者あるいはUターン希望者を受け入れるためには、働く場所があることが重要です。全国的に見れば、就農希望者や起業、新分野への取り組みによる定住の動きも多くあります。村としては、移住者受け入れへの機運醸成と受け皿づくりに努めるとともに、移住に関心がある方が気軽に相談できるよう、相談窓口を明確にし、定住の支援を積極的に行います。

近年、関係人口という考え方が出てきており、これは、観光客などの交流人口以上、定住人口未

満とされ、つまり地域に何らかの形でかかわってくもる人たちのことを指しております。村では、300名を超える、いで湯の関川ふる里会の皆さんを初め、10年以上交流のあるさいたま市の皆さん、毎年大勢来村しております国際ボランティア学生協会 I V U S A の皆さん、そのほかにも大手企業の皆さんなど、大勢の方々からご支援をいただいております。

これからも、こういった輪を大切にしながら、村の活性化のため発展した関係となるよう交流を深めてまいります。特に、I V U S A につきましては、村内に I V U S A 後援会が設立されたと聞いております。大学卒業後も関川村にかかわっていただいている方も大勢おりますので、後援会の今後の発展とあわせて、さらに村との関係が深化することを願っております。

次は、「切れ目のない子育て支援のために」についてであります。

地域で子育てを支え合う会員制度であるファミリーサポート事業を立ち上げます。これは、育児の支援を希望している人と、支援をしてもよいという手人がお互いに登録しておく制度で、少しの間子供を預かってほしいというときに利用できるものです。利用料金は、利用者が協力者に差し上げる仕組みで、村はその仲介役を担い、利用者の保険料を負担いたします。

これまで村では、保護者負担の軽減という観点から、高校生等の通学定期券助成、小中学校の給食費助成、保育料の軽減、医療費助成やワクチン接種の無料化などを実施してきました。次年度は、さらに生後6カ月の乳児から高校3年生までを対象としてインフルエンザの予防接種費用の一部を助成し、保護者の負担軽減を図ります。

次に、「みんながいきいきと暮らせるために」についてであります。

村民の皆様が健康で安心して生活するためには、地域医療の確保とその向上を図るとともに、地域、行政、関係団体が一体となり、村民一人一人が健康づくりに積極的に取り組むことが必要不可欠です。

高齢者保健福祉計画、障害者福祉計画、健康づくり21などの各種計画を初め、新たに策定する自殺対策計画に基づき、村民一人一人の生活スタイルに合わせて、健康増進に向けた総合的な支援や事業を展開いたします。

健康づくりの基本となる検診事業につきましては、受診率向上を目指しさらなる工夫を行い、病気の早期発見、早期治療につなげていきたいと考えております。

健康増進や病気予防に対するこれまでの村の取り組みは高く評価されております。平成28年度の取り組みでは、県内第2位の優良な成績となり評価され、国から300万ほどの交付金もいただいております。生活習慣病やがん予防対策などの取り組みを引き続き行ってまいります。

第7期の介護保険計画が平成30年度から始まります。保険者負担の制度改正や、施設利用者の増などの影響から、保険料の増額をお願いすることとなりました。これまでも介護予防を啓発し、保険給付費の軽減に努めてきましたが、健康増進とあわせてより一層介護予防を推進してまいります。

診療所につきましては、2月と3月が週1回の開院となり、ご迷惑をおかけしております。これまで勤めていただいた医師が定年退職となったためであります。新たな医師を4月からお迎えすることで準備が整いました。地域の開業医の先生を初め、県立坂町病院、厚生連村上総合病院などと連携を密にしながら、地域医療の体制充実に努めます。

また、平成32年度に移転開院予定の村上総合病院には、基幹病院との意味合いから、村としても応分の建設費補助を行うこととしております。

ふれあいど〜むに設備しておりますトレーニングマシンは、大勢の皆様にご利用いただき健康増進に役立っております。これまでは、村外の方に限って有料としておりましたが、こうした施設は受益者負担が原則と考えます。今後は、他の市町村の取り扱いと同様に、村民の皆さんからも若干の利用料金をいただくこととし、適切な維持管理に努め、利用を促進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

教育につきましては、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画によって、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進するため、地域学校協働活動推進員を配置します。既に設置している学校運営協議会と両輪となり、未来を担う子供たちを育みます。

学校教育では、児童・生徒が良好な環境のもと、一人一人に応じた教育がきめ細かに受けられるように、教員助手をこれまで同様手厚く配置をいたします。また、ICT活用教育に加え、新たに小学1、2年生を対象に書道の時間を設定し、豊かな人間性を育成いたします。

生涯学習では、村民の皆様一人一人が地域で生き生き暮らして、いつでも誰でも学べる機会と場の提供に努め、関係団体と連携して各種事業に取り組みます。

その1つとして、昨年に引き続き、地域の活性化や村民の健康づくりを目的として15分以上の運動やスポーツを実施した人数の割合を競う「チャレンジデー」に挑戦します。

最後に「無駄のない行財政の運営のために」についてであります。

厳しい財政状況を踏まえ、既存事業の事業効果や目的、財政負担などを十分精査し、今後とも事業の見直しと財源確保に努めます。また、さまざまなシステム導入に係る費用や維持管理費が年々増加しております。これらの経費の抑制について、検討していかなければならないと考えております。

また、インターネット社会となり、住民情報の流出は特に気を配る必要があります。セキュリティー対策もしっかりと行います。

全国統一的な基準による財務処理の作成が義務づけられております。そのもととなります固定資産台帳の整備とあわせて、これに適切に対応いたします。

ふるさと納税には、大勢の皆さんにご協力をいただいております。さらにこの制度の活用工夫

を凝らし、財源確保に努めつつ、地域活性化と産業振興を図りたいと考えております。

お寄せいただいた寄附金は、ふるさと応援基金として積み立てをしておりますが、一部を取り崩し、学校や村民会館の備品、保育園の設備改修などに充てたいと考えております。

村民の皆様の声を反映するため、住民懇談会の開催を考えております。村長へのメールや手紙が気軽に出せる環境づくりに努め、さまざまなニーズを把握し、村民の立場に立って行政を進めてまいります。

また、ホームページの内容を充実し、広報とあわせて情報の発信、共有を図り、よりわかりやすい、迅速かつ的確な情報発信に努めます。

近隣市町村とは、文化・経済などあらゆる面で協力関係にあります。特に、村上市とは定住自立圏協定に基づき、ごみ処理や消防などを初めとする共通の事務を共同でお願いしております。これからも情報を交換し、よい関係性を保ちながら、共通の課題に対応してまいります。

村の職員数は年々減少しており、特に平成29年度末の退職者は定年退職者など11名となります。人件費の削減につながりますが、事務量の増加などで職員体制は限界となっております。必要数を確保しながら、また職員一人一人の能力を高めるとともに、協力体制を一層図り、多様な住民ニーズに対応してまいります。

ただいま申し上げましたように、本村を取り巻く環境は大変厳しい状況下であり、課題も山積しております。しかし、村民の皆様、そして各種団体との連携を深め、心を一つとして、限られた財源と人材を最大限活用し、村民の皆様が安全・安心で暮らせる豊かな暮らしができるよう努力してまいります。

最後に、平成30年度の各会計の予算についてであります。

以上、申し上げました施政方針をもとに編成いたしました平成30年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ47億6,200万円となり、前年度と比較して1億5,100万円、率にして3.1%の減であります。財源の多くを占めます地方交付税が見通せないこともあり、財政調整基金2億7,970万円を取り崩しての予算編成となりました。

また、一般会計と9つの特別会計を合わせると71億2,660万円となり、前年度4.1%の減、3億820万円下回る予算となりました。公営企業会計であります水道事業会計につきましても、必要最小限の予算措置としております。

具体的な内容につきましては、上程された際に詳細をご説明申し上げます。

結びに、さまざまな課題や問題が山積する村政ではありますので、村政の責任者として職員の先頭に立ち、前例に拘泥することなく、一步一步その解決に向け、努力する覚悟であります。

村議会初め村民の皆様の一層のご支援とご協力をお願いし、平成30年度の施政方針説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 以上で、村長の挨拶と施政方針を終わります。

休憩します。11時5分まで。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4、一般質問

○議長（近 良平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は4名です。発言を許します。

初めに、4番、加藤和泰さん。

○4番（加藤和泰君） 4番加藤です。よろしくお願いいたします。

ただいま加藤村長の施設方針をお聞きし、さまざまな課題が山積する中でありますが、それらを先延ばしせず、関川村のリーダーとして実行力を持って取り組まれることを期待申し上げながら一般質問に入らせていただきたいと思います。

1点目ですが、関川診療所の診療体制について。

関川診療所は、患者数・診療収入が年々低下、一般会計からの繰り入れは増加している現状です。私は、より村民に便利に利用してもらえるような体制を整える必要があると考えます。

高齢者や子供を近隣の大きな病院に通院させるのは大変な家庭もあろうかと思えます。全国の国保診療所では、院内設備が充実している施設は幾つかあるようです。村内の医療機関である程度の検査、採血、レントゲン、超音波などが当日にできれば、さまざまな負担が軽減され、場合によっては早期に大きな病院に紹介もでき、患者家族のメリットはとても大きいと思えます。

これらの外来の機能を強化し、診療所をより便利に利用してもらえるようにすべきと考えます。

先ほどの加藤村長の施政方針では、4月より診療所の医師を新たに確保したとのことですが、今後、村の医療機関としての役割、どのような体制をとられるか村長の考えをお聞きします。

2点目ですが、学童保育所の利用料金について。

以前の一般質問で、学童保育所の利用登録者数が増加している中、近隣市との比較により、利用料金の改定を検討いただくよう要望しましたが、その後の経過をお聞きします。

3点目ですが、キッズウイークの開始と小学校の英語教科化への取り組みについて。

2018年度より開始となるキッズウイークについて、どのように取り組むか。また、2020年度より小学校で英語が正式教科となりますが、導入までの取り組みについてお聞きします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） ただいまの加藤議員の質問にお答えします。

まず、関川診療所の診療体制についてのご質問にお答えをいたします。

診療所につきましては、2月から太田医師の有給休暇取得に伴いまして、山北徳州会病院から医師を派遣していただいています。週1回の診療となりました。住民の皆様には、大変ご迷惑をおかけをいたしております。

さて、関川診療所の収支の状況でございますけれども、平成23年1月、今から7年ぐらい前ですが、前の医師が急遽退職をされました。その後のこの6年間、患者数を見ますと、患者数は年々減少しておりまして、これに伴い生じる収入の不足分について、診療所の管理基金を取り崩して対応しているというのが、今の実態でございます。

ご質問の外来機能の強化についてでございますが、診療所では血液検査、レントゲン、心電図検査のほかに健康診断も受け付けております。しかしながら、血液検査については、患者数が少なく財政状況が厳しい当診療所では、独自に設備をそろえるというのは難しく、検査結果は翌日になりますが、外部に委託せざるを得ないのが実情でございます。

また、この4月に赴任されます医師は訪問診療、往診に大変前向きなお考えをお持ちの先生でございます。何でも気軽に相談してもらえ診療所医師を目指したいとおっしゃっております。診療のあり方についても先生と話し合い、地域医療の拠点として地域へ出向き、村民に親しまれる魅力のある診療所にしていきたいと考えております。

こうしたことを通じて、患者数の伸びも期待をしているところでございます。

また、他の医療機関や福祉機関との連携も重要でございますので、診療所をかかりつけ医としまして、何かあったときには他の機関と連携し、また大きな病院の紹介だけではなくて、その後の生活を見据えた支援も整えてまいりたいと、そのように思っております。

次に、学童保育の利用料金についてでございます。

昨年9月に、放課後児童対策事業について加藤議員からご質問をいただきました。利用料金について、兄弟がいる場合もあるので配慮してもらえないか、検討いただける範囲で再度利用料金について検討をお願いしたいというご意見があったかと思えます。

兄弟利用の利用状況についてでございますが、近隣市では、兄弟利用の場合の減免措置を講じておるところはございませんし、確認しましたところ、今後もその予定はないという状況でございます。

関川村の料金は、おやつ代を含めまして実質の保護者負担というのは、近隣市と遜色のない水準でございます。さらに関川村では、他の市が半額減免をしております準要保護世帯に対しまして、関川村では全額減免としております。

こうした状況から、ご指摘の兄弟利用の利用料金につきましては、現行の利用者の料金負担の実

態、それも踏まえ、また近隣市の状況、今後の動向も踏まえまして、減免措置は検討してございません。ご理解をお願いしたいと思います。

なお、村としましては、学童保育における子供の指導面を重視し、学童の学習面や生活面を指導してもらえる教員資格のある人材を平成30年度から新たに確保し、体制を強化した上で、子供たちへの支援の充実、学童保育の質の充実を図っていくこととしております。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） キッズウイークの開始と小学校の英語教科化への取り組みについてのご質問にお答えします。

キッズウイークとは、政府が休み方改革の一環として大人の有給休暇の取得を促進することとあわせて、小中学校の授業日を休業日としたり、長期休業日の一部を学期中の授業日に移したりすることによって、児童・生徒と保護者等がともに体験的な学習活動等に参加し、児童・生徒の心身の健全な発達を一層促進することを目指すものと受けとめています。

これを受けて文部科学省は、昨年9月に学校教育法施行令の一部を改正する政令等の施行について通知し、具体例として授業日に行われる地域の祭りの開催日を休業日とすることや、夏季休業日のうちの数日を授業日に振りかえ、学期中の授業日を休業日として土日とあわせて連続した休みとすることなどを上げています。

教育委員会では、この通知を受けて、関川村小中学校管理運営に関する規則の一部を改正し、新年度から校長が特に必要と認めるときは、この体験的な学習活動等休業日を教育委員会の承認を経て設定することができることとしました。

今後は、通知の趣旨に沿うとともに、混乱の生じないように、各学校を指導、助言してまいります。

小学校の外国語活動と外国語科については、学習指導要領が改定され、平成30年度から2年間の移行期間を経て平成32年度から全面実施されます。

外国語は、指導要領で原則英語を学習することになっています。現在、5、6年生で年間各35時間実施している外国語活動を、改定後は3、4年生で各35時間、5、6年生では新たに外国語科として各70時間実施することとなります。

移行期間の取り扱いは、関川小学校では3、4年生で15時間、5、6年生で50時間実施し、新たにふえる15時間は年間15日、現在の授業時数に上乗せする形で実施します。

これらの指導に当たっては、新指導要領の内容に係る補助教材が文部科学省から配布され、これを適切に使用して指導を行うこととしています。

また、文部科学省及び県教育委員会は、英語指導力の向上に向けて各種研修会を実施し、関川小学校からも教員が受講しています。

関川村では、小中学校の授業交流を促進し、この1月には中学校の英語教諭が小学校に出向いて

外国語活動を指導したり、職員研修として新たな指導内容やICTを活用した指導方法を学んだりしています。

今後は、県の指導主事を招へいして、新しい指導方法について学ぶ機会を設けるなど、計画的に準備を進め、平成32年度からの全面実施に円滑に移行できるよう、小中学校や県教育委員会と連携協力を図ってまいります。

以上です。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） 関川診療所の体制についてですけれども、以前の一般質問でもお話しさせていただきましたが、これまでは急遽休診になり、いろいろ不便を感じる村民の方も多かったということであります。

4月から新しい体制になるということで、村民にとって便利になりまして、今ほどご答弁いただきましたとおり、地域のかかりつけの医療機関として機能していくことにご期待を申し上げたいと思います。

学童保育所の利用料金につきましては、さまざまご検討いただきましてありがとうございます。理解させていただきましたので、どうもありがとうございました。

小学校の英語教育科の取り組みの部分なんですけれども、いろいろ報道を見ますと、小学校の教員については、これまで免許取得や採用の際に英語の能力が余り問われることはなかったというふうなお話もお聞きします。現場の先生方のほうで、この導入に当たりまして、何かいろいろお困りの声とかがあるのか、ないのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 不安がないということはないと思いますが、先ほど申し上げたとおり、円滑に移行できるよう、研修に努めるということで、校長の指導のもと取り組んでいくということでございます。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。私ごとなんですけれども、海外に行く機会がありますと、英会話の能力というのがとても必要なことを実感するところであります。2020年度に英語が正式教科となる際に、教育の村関川村が、その教育がさらに先進的な取り組みとなるように要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 次に、3番、小澤 仁さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。よろしくお願いします。

先ほどの村長施政方針演説を伺いまして、地に足のついた、かつ具体的な方向性というのをしっ

かりと見出していただけるなど強く感じ、我々議会、また議員としてもしっかりできるところ、やるべきところをさせていただきながら、両輪として一翼を担いたいなど、そんなふう感じた次第でございます。

私の一般質問、福祉でむらづくりというテーマにしまして、平成27年に、当関川村では地域福祉計画が策定され、同時に地域福祉活動計画がつくられまして、平成28年から32年の計画となっております。

全国的な課題になっている、先ほど村長の施政方針でもございました人口減少問題、当村でも喫緊な対策が必要とされています。この対策に地域福祉の取り組みを強化することで、地域の課題解決を目指す地域づくりを進めるべきと、私は提案をさせていただきます。

少し詳しい説明をさせていただきたいと思います。

地域福祉活動計画の中で進められております、活動計画の中の一環として、去る2月4日に地域福祉計画のワーキングチーム「やろでば会」が中心となります福祉イベント「灯の祭典inせきかわ」というのが開催されました。

村長には朝から参加していただき、スタッフと一緒に昼食をとっていただくなどしていただきましたので、当日の熱気だとか、スタッフの動きというのは随時肌で感じていただけたかと思います。

イベントの成果としましては、日中の渡邊邸でのイベント会場の来場者が160名、前売りチケットが100枚でございます。役場前に4、5社ほどの出店をお願いいたしまして、延べ人数で100人の来店がございました。夕方、七ヶ谷のタランペの方々の主催の雪ほたるの会場で、スカイランタンの打ち上げというのをジョイントしまして、そちらの来場は400名でございます。福祉イベントのプレイベントとしては、上々の成果だったのではないかなと思います。

今、日本各地の自治体で人口減少社会、人口流出、一極集中等々の課題に直面しており、関川村でも喫緊に取り組み、結果を出されなければならない問題であると考えております。

そこで、福祉というキーワードで地域福祉の取り組みを強化することで、地域の課題解決を目指し、地域づくりを進めるべきであるという提案であります。

地域福祉とは、地方自治法第1条の2第1項に「そもそも地方公共団体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」と明記されております。社会福祉法の第4条においては「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み」「活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の増進に努めなければならない」と規定されています。

こうした関連法のもとにおいて、行政と住民の双方にあった「福祉は行政が行うもの」という意識から、行政と住民、民間福祉団体やボランティア、NPOなどの地域社会の多様な構成員が適切な役割分担とパートナーシップのもと、それぞれの長所を生かしながら、協働して支援が必要な方々の生活を支えるという方向を目指すことが基本になります。

先ほど村長の施政方針にもありました、全国の地方自治体は少子高齢化を迎え、東京を中心とする都市部への人口流出が続いており、国では歯どめをかけるためにさまざまな対策を展開しております。この流れは変わっておりません。地方自治体は、生き残りをかけた厳しい対応を迫られているという文言がございましたが、全くそのとおりでございます。財源が厳しくなって、従来行われていました行政サービスができなくなってしまう。その現実の中、高齢化の進展に伴い、扶助費が増加する一方でございます。一人一人の福祉ニーズに対応していくために、公的サービスだけでなく、地域でお互いに支え合い、助け合って福祉サービスを充実させることが必要となってきたのです。

日常生活の身の回りで発生している問題を、まずは個人、家族が解決する、これは自助ですね。個人や家族で解決できない問題は、地域で解決していく、それは共助です。地域で解決できない問題は行政が解決する、公助になりますね。

このような、自助、共助、公助の仕組みを地域でつくっていくことが、今、必要とされていると考えます。

福祉で地域づくりに取り組んでいる先進地に、秋田県の藤里町というところがございます。「藤里方式が止まらない」という書籍が出ておりますので、ご一読いただくと幸いです。

この藤里町では、さまざまな活動を通して、いろいろな方の支援を行っています。特に取り上げられて、ピックアップされているのが、引きこもりの方の支援でした。その活動拠点には、公的な、現在使われなくなった施設を利用し、利活用しているという事例がございます。関川村にも使っていない、また使い方を今探している施設というのが多くあります。この利用法を検討する利点もあると考えております。

福祉という言葉を開きますと、障害者福祉でありますとか、高齢者福祉ですとか、子育て支援の福祉などが頭に浮かぶと思います。私もそうだったんですけども、単にそれら社会的弱者だけのものでなく、健常者も含め全ての住民が受けることができる、また全ての住民がお互いに提供できる、手を差し伸べることができるものが福祉という言葉につながるというふうに考えています。

福祉で地域づくり、関川村で福祉を活用し、課題解決を目指す取り組みを進めるべきだと強く提案したいと思い、村長のお考えを伺いたいと思います。以上です。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほどの人口減少問題の対処としても、地域福祉の取り組みが重要ではないかという議員のご質問でございます。

今、お話いただきましたとおり、人口問題対策、これは私ども村だけではなく、全ての地域での大きな課題ということになってございます。そんな中で、私ども人口減対策のための自然減対策、あるいは社会減対策というのは講じてきておりますけれども、それこそ教育、子育て、産業政策、

暮らし分野、そして医療や福祉という分野での総合的な取り組みが求められるという一方で、またこれは行政だけでやれる問題ではないというのは、先ほど議員がおっしゃったとおりだと思っております。

ともに支え合う地域づくりと、こういうものを核にして、人口減少対策にもなるのではないかなというようなお話でございました。

先般、つくられました「ふくしやろでばプラン」を見ましても、それぞれこの計画をつくるに際しまして、事業者や村民の声を聞きながら、基本目標や基本理念を作成し、また村がやるべきこと、社会福祉協議会がやるべきこと、あるいは団体がやるべきこと、そして村民自身がやるべきことと、いうことを整理しながら、それぞれ公助、共助、互助の考え方でこれを進めていこうという政策ではないのかなと思っております。

福祉の取り組み、先ほどおっしゃいましたように、引きこもりの問題もございますけれども、孤独死があったり、貧困、虐待、先ほどの引きこもり、そしてまた自殺者の増加というような社会現象もございますが、こういった変化の中で、それぞれが支え合いながら子供から高齢者まで、障害者も全ての方が安心できるような地域づくりということが、これは福祉の観点のみならず、暮らしやすい関川村、働きやすい関川村ということになるのかと思います。そういう意味では、人口減問題の大きなステップになるのかなと思っております。

先般のイベントも、私、参加させていただきました。大きな盛り上がりの中で、最初ですからさまざまなご苦労があったかと思いますが、ああいうイベントの中で、福祉に対する村民の理解、そしてさまざまな方が参加をすることによって、お互いが支え合える、そういう村づくりができればと考えているところでございます。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

実は、関川村というところは、古くから福祉が充実されていた村だということのを、今回、地域福祉というところを調べたところ、いろいろなことがわかってきて、この間のイベントの会場に使わせていただきました渡邊邸の歴代の当主の方々も、自分の財産を使い、村の住民の中で優秀な子供がいて、自分がお金を出して学ばせてあげて、その方が本当に立派な方になっているというのが何名もいらっしゃいます。

また、大島で今、空きになってしまっていますけれども、庵寺がございまして、木村さんという方がいらっしゃったんですけれども、今は空きになってしまっていますが、済みません、うろ覚えでまだちょっと数字がはっきりしないんですけれども、30名近くの里子を、昭和初期のころから育ててこられたという歴史のある村でもあります。

人口減少問題で、今、先ほども触れさせていただきましたが、今、関川の人口は6,000を切って

5,800ちょっと。これをふやすという努力を続けていたときに、何年かかっただらふえるのかなというのを考えてしまいます。それよりも、私は、人口が例えば5,000人を切ってしまう、25年後の目標にしています4,000人をどうするかというところになっても、安心して村民、住民が暮らしていける村づくり、これを先に手がけるのが先決ではないのかなというふうに考えまして、そこでもやはり、福祉が充実していたときに、ここで暮らし続けていきたい、ここに来て暮らしたいという人がふえるのではないかなと考えております。その辺も村長に伺いたいと思います。お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今のご質問にお答えいたします。

趣旨は、人口が減るのはやむを得ないと。だけど、人口が減った中でも安心して暮らせるような村づくりが必要ではないかとおっしゃいます。まことにそのとおりです。

ただ、人口減少を食いとめることは、行政としてはやらなければならないと思っています。なぜかと言いますと、人口が仮に減ったとしても、かなりの社会保障的な事業の事業費が伴います。そのために何をすべきかと。実は、大事なことは、福祉を充実する上でも産業政策やら財政確保の手段、そういうものをきっちりすることによって、初めて福祉に金が回せるわけでございますから、まずは、村民がこの地域で働きながら、しっかりとした所得をとって暮らせるという、そういうことをつくることによって、その財源に伴って福祉も潤うということでございますので、少子化対策についても、しっかり手を打ちながら、産業政策もしっかり手を打ちながら、そういった、人数が減っても生きがいがあって元気な村づくりと、そういうのができるようにしてまいりたいなと思っております。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） しっかりした村長のお考えを伺うことができました。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 次に7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋正之です。よろしく願いをいたします。

早速であります、質問をさせていただきます。

1点目、ことしは、思いがけない大雪になり、除雪、屋根の雪おろし、雪かきなど、村民は四苦八苦しております。建設業者なども手不足で、なかなか手が回らず、ひとり暮らしの老人なども大変な思いをしています。

雪害対策が出されなくても、何らかの形で手当が必要かなと、そんなふうに思いますが、村長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

2点目であります、一昨年前から、大石川沿線にある農業用施設について伺ってまいりました。加藤村長におかれましては、引き続きお願いしたいと思っております。

内容につきましては、担当課長さんが把握されていると思いますが、大石川流域には3つの頭首工があります。これらは羽越水害により、災害復旧事業で建設されたものであります。50年近くが経過しており、そのために老朽化が進み、機能診断を実施した結果であります、3つとも緊急に改修が必要であるとのことをございました。

その後、検討を重ねた結果、3つの施設を統合して1系統に整理して進める案がよいと結果が出ました。多額になることが予想され、受益者との話し合いが必要となりましたが、それぞれの水利組合では話し合いが進み、改良区加入まで進んでいると聞いておりますが、村のこれからの考え方をお伺いしたいと思います。

3点目であります、一昨年は伊藤議員、昨年は小澤議員が質問をされました、観光地であります温泉街の環境整備について村長の考えを伺いたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 高橋議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、雪害対策の件でございます。

ことしの降雪は、12月中下旬と早く、2月13日、14日と下関観測所では、平均の3倍近い最深積雪が149センチという記録になりました。

ご質問の趣旨は、今冬のような大雪の場合、村としていわゆる雪おろし対策について、何らかの検討が必要ではないのかという趣旨だと理解しております。

まず、村の雪おろし対策の現状についてでございますが、村が直接窓口となって雪おろし作業を請け負っていただける村内の建設事業者のあっせんとか、ボランティアの募集ということは、村が窓口となって行っておりません。村民が直接建設業者あるいは森林組合、シルバー人材センター、あるいは社会福祉協議会などに直接雪おろし作業を依頼をしているというのが現状でございます。

ことしの冬は、降雪が1月下旬から2月の中旬に集中いたしました。建設業者やシルバー人材センター、森林組合など、雪おろし作業の依頼が殺到して、なかなか手が回らない時期があったと聞いております。

通常の降雪であれば、このような体制で大きな問題はないのかもしれませんが、今後ますます高齢化あるいはひとり暮らしということが進むことを考えますと、ことしの冬のような大雪を想定をした対策を、村としても考えておかなければならないなと思っておるところでございます。

村としましては、他の自治体で実施されています雪おろし等に対する有効的な取り組み、具体的には自治体が直接窓口となって、他の地域からの除雪ボランティアの募集、あるいはボランティア参加者への交通費、宿泊費、ボランティア保険料等の助成の例とか、あるいは高齢者のかわりに雪おろしを行う有償ボランティアの仕組みづくりというような取り組み事例を情報収集を行いますと

ともに、社会福祉協議会での雪おろし助成というのがございますが、対象要件がかなり限定をされているということでございますので、対象要件の緩和や助成に対する財源の確保等についても検討を進め、村として取り組むことができる有効な方法は何になるのかと、今後、検討を進めてまいり所存でございます。

次に、大石川から取水をしています3つの頭首工の統合改修工事についてでございます。

高橋議員のご説明のとおり、大石川流域には上川口、安角、黒岩の3つの頭首工がございます。いずれも羽越水害後の昭和44年に建設をされ、老朽化が著しい状況でございます。

平成28年度の各頭首工の機能診断調査を業者に委託しました。その結果は、緊急に補修が必要という報告でございました。

これを受けまして、昨年7月から9月にかけて、上川口、安角、黒岩の各水利組合に診断結果を報告し、今後の用水利用について、各頭首工を改修するには多額の費用が予想されますことから、上流の黒岩頭首工1本に統合するという計画案を提示いたしました。

1月に3つの水利組合の組合長が、私どもの役場を訪問されまして、各組合員とも統合改修計画の合意、それと土地改良の加入について合意をしたというようなお話をいただき、そういうことで、今、事業を進めていきたいというお話をいただきました。

今後、村としましては、土地改良区と協議を進めながら、事業の実現に向けて関係機関に働きかけますとともに、実施に向けた体制づくりを図り、受益者と協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

最後に、温泉街の環境整備の問題でございます。

観光は、村の主要産業の重要な1つと位置づけておりまして、温泉街に人を呼び込むような施策、これもすごく大事ではありますが、ご指摘の温泉街の環境整備、これも重要だと思っております。

村では、平成29年3月、代執行によって倒壊の危険性の高い空き旅館を除去いたしましたし、村所有の観光街灯や看板の修繕、駐車場やトイレの維持管理も行ってまいりました。

また、高瀬の振興会には、高瀬地内の公園の清掃等に協力をいただいているところですし、また、各集落の皆さんには、毎年春にご協力をいただいてクリーン作戦も行ってまいります。

しかしながら、温泉街の環境整備については、これで十分かと問われれば、これまでの村の取り組みだけでは不十分だと思っております。行政として手は出せない部分がございますが、今後とも環境美化への考え方が広く村民に広がるよう努力してまいりますし、地域の皆様の協力のもとで研究を重ねながら、まず村としてできるところから着実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

1点目の雪害対策なんですけど、県内外では自衛隊が出動したり、大変なことしの冬でございましたが、村におかれましては、自衛隊という話はなかなかできないとは思いますが、火災、水害等々になりますと、消防団出動というのがありますが、関川村には第4分団もできましたし、こんなときに派遣できるような体制はとれないものか、お考えいただければありがたいかなと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 豪雪時における消防団の協力といいましょうか、消防団による除雪の支援ということだと思います。

これにつきまして、一部の方からも、そういうことをしたらどうだというご意見もいただいております。消防団団員の方々のお話も聞きながら、これからの対応を検討してまいりたいと思っております。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） よろしく願いをいたしたいと思えます。

2点目でありますが、大分改良区加入のところまで運んでいるとは聞いておりますが、改良区加入は、まだ実際に行われていないということなんですけれども、改良区加入が進んだ時点においては、事業が進行するというので考えておいてもよろしゅうございますでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） この頭首工自身は、もう整備せざるを得ないというか、それがなくては田んぼができないというところがございますから、地域で一致してやっつけよう。改良区に加入しようということになれば、村としても支援をすることで考えております。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

今、進めようとしている1系統の整備については、右岸側が主体となろうかと思えますけれども、右岸側の受益者面積というのが、物すごく少ないというか、狭いんですが、考え方としては左岸側も視野に入れながら考えられるという方向にはなりますでしょうか。含めた考え方ということではできませんでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今のお話は、水路だけではなしにほ場整備も全体を含めてということでございますか。それについての議論は、まだされていないのが実態でございますので、まず当面は、水路の、今でも壊れそうな水路をどうするかという問題ですが、私としましては、できればその地域全体がほ場整備をされて、ほ場整備されることによって耕作放棄地が解消できるという意味合いもございますから、そういう盛り上がりになれば、これはありがたいなと思っておりますが、当面は

ンプの修理ということに、全力を傾けてまいりたいと思っております。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目であります。ただいま村長がおっしゃられたとおり、環境整備ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 次に、2番、伊藤敏哉さん。

○2番（伊藤敏哉君） 2番、伊藤でございます。よろしくお願ひします。

まず冒頭、加藤村長にはお礼申し上げたいと思ひます。

議会側から、施政方針説明を3月議会の前に私どもにお示しいただきたいという要望を実現していただきまして、私ども議員は3月議会に臨む前に村長さんの施政方針をじっくりと拝読させていただくことができました。大変ありがとうございました。

それでは、私の一般質問を朗読させていただきます。

加藤村長の施政方針説明で、安倍首相の施政方針演説の一部を引用されておられました。次の内容です。

「日本は少子高齢化という困難とも呼ぶべき危機に直面しています。この壁も必ず乗り越えることができる。明治の先人たちに倣って、もう一度、あらゆる日本人にチャンスをつくることで、少子高齢化もきっと克服できる。今こそ新たな国づくりのときです」というものであります。

この言葉は、とても力強く私たちに元気を与えてくれる言葉でありますと同時に、いまだ経験したことの無い状況に立ち向かっていかなければならない強い覚悟が必要であることも訴えていると思ひます。

ここで言う新たな国づくりのためには、我が関川村を初めとする全国の小規模な自治体を初め、多様な自治体がそれぞれの地域で創意工夫を重ね、地域を維持発展させ、日本全体の均衡ある発展につなげていかなければ実現できないと思ひます。

私は、日本の均衡ある維持発展のためには、基礎的自治体であります私たちの地域が均衡あるものでなければならぬと思っております。地域に暮らす人々が、その地域の自然や伝統文化、環境に誇りを持ち、生き生きと生活できることが基本であるべきと考えます。

これまで財政面の効率化という旗印のもと、我が関川村におきましても、周辺地域におきましては多くの公共的な施設や公的機関が廃止され、集約統合されてまいりました。

私の地元である女川地域におきましては、女川中学校、女川小学校と田麦分校、女川保育園、新潟岩船農協女川出張所、出張所が廃止された後設置されましたJAのATMも、その後撤去されております。また、林野庁下越森林管理署女川担当区事務所などがなくなってきてまいりました。

周辺地域にありました、これらの公的施設は、そのほとんどが下関地区を中心とする地域に集約されました。合併や統合での説明会におきましては、さまざまな施策を講じて、極力地元周辺地域の住民には不便をかけないよう努める旨の説明があるわけですが、結果的には、我々周辺地域の住民には、そういう施設まで遠いという不便さの大きなハンデとともに、施設がなくなったことでの空洞感とも言うべき寂しさが蓄積してきたところでもあります。

人口減少、少子高齢化により、財政面の効率化のためには公的施設の統廃合は時代の流れの中です。避けては通れないものだと思います。しかしながら、公的施設が次々となくなってきた我々周辺地域におきましては、やはり地域に対する自信とか、地域への誇りというもの、あるいは元気というものが失われつつある現状にも目を向ける必要があると思います。

ハードからソフトへ、箱もの行政から豊かな心の時代へと人々の価値観は変化してきています。決して多額の予算を投じなくても実現できる活性化の方策は、知恵を結集すれば必ず見つかると思います。

加藤村長におかれましては、施政方針説明の中で、各集落内での協力あるいはコミュニティー内での連携、買い物弱者対策、通院などの地域交通対策、それから嫁婿対策など、既に具体策についても明示をしていただきまして、また廃校舎の活用、その他遊休施設の民間への貸し出し策にも触れられ、検討いただいておりますことに感謝とご期待を申し上げます。

関川村の周辺地域に光と元気を与えていただける村政運営を、ぜひともお願いしたいと思います。改めてこのことに関する、周辺地域を含めて村の均衡ある発展に対する方針や、当面の具体的な施策を、もしお考えであれば、この機会にお聞かせ願えればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

村全域の均衡ある維持発展のための施策ということだと思います。

村の均衡ある発展、地域活性化についてですけれども、伊藤議員がご指摘されましたように、人口減少等に伴いまして、効果や効率性の面などから、施設の統合あるいは集約化を行ってきたと、村としても行ってまいりました。

その一方で、地域の現状を私も見ますと、学校や施設が閉じられた地域の皆様の切ない気持ち、これは現場でお話をお聞きしましても、そういう切ない気持ちというのは十分理解をしておるつもりでございます。私としても、ここは何とかしなければいけないなという思いでいっぱいでございます。

また、村が発展するためには、それぞれの地域の特性を生かしながらでございますけれども、地域の均衡ある発展ということが大事だと思っており、伊藤議員のお考えにも同感をするものでございます。

一方で村の将来を考えてみますと、施政方針で述べましたとおり、厳しい財政状況は今後もさらに顕著になってくるだろうと推測しております。人口減少につきまして、歯どめをかけるために最大限の努力はいたしますが、ある程度は覚悟はしなければいけない問題であろうかなと思っております。

現存しております多くの施設については、長寿命化を図りながら効率的な運営を行うこと、役目を終えた遊休資産については、柔軟な考え方に立って、いかに有効に利活用していくか、基本的にはこのように考えております。

遊休施設の活用、特に廃校舎につきましては、地域行事の拠点とするなど利活用をいただいている事例もございます。村としましては、民間事業者にもお声がけをし、さらなる有効活用ができないかと、あるいは産業面で活用できないかという点と模索をしたいと考えております。廃校以外の遊休施設につきましても、同様の考え方でございます。

なお、旧女川保育園の利活用につきましては、本会議でご提案しておりますが、光兔交流館という名称のもとで地元の方にご活用いただく準備を進めているところでございます。また、老朽化で危険な状態にある上野新の旧職員住宅、そのほか危険校舎等につきましては、放置することなく解体等適切に対処していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

昨年は、地域の皆様の考えから課題を見つめなおし、今後の事業の参考にしようということで、霧出と七ヶ谷地区で住民アンケート調査を実施いたしました。今後、他の地区にもこうした取り組みを広げていきたいなと思っております。ぜひ、たくさんの地域からこれに手を上げていただければなと思っております。

次に、喫緊の課題であると認識しておりますのが、買い物対策、交通対策でございます。

これにつきましては、例えば村で送迎用の車を用意するなど、こういった施策を全村で実施するということは、現実的には大変難しい状況にあるかと思っております。村としましては、集落単位、あるいはコミュニティー単位でその仕組みをお考えいただけないものなんだろうかなと考えております。9つのコミュニティーでは、さまざまな事業に取り組まれておりますので、地域課題を解決する仕組みづくりについても、ご期待をしているところでございます。

このため、村では必要な情報収集に努めてまいりますし、話し合いやアドバイザーを招くために必要な経費につきましても、支援をしてまいりたいと思っております。また、具体的な取り組みを行う段階になれば、村づくり総合推進事業補助金にメニューを加えまして支援をしてまいりたいと考えております。

買い物支援に取り組みたいという動きも一部にあるようでございますので、まずはモデル地区ができればなと思っております。

各集落、各地区では人口減少が進み、大変な時代に突入しておりますが、こういった時代こそ、

協働の考え方を大事にしまして、54の集落の元気、9つのコミュニティーの元気を取り戻したいなと思っております。

人口減少を少しでも鈍化させ、地域の活力が失われないよう、私も精いっぱい努力してまいりますが、議員の皆様、地域の皆様におかれましても、皆様からの知恵を拝借いたしまして、よりよい関川村づくりをしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 大変ありがとうございました。

具体的な施策の検討の状況ですとか、特に私、今、印象に残ったのは、モデル地区等を設定して施策を実施してきたいというようなお話もあったかと思えます。

関連してなんですけれども、皆様にはまたかというふうに言われるかもしれませんが、私、平田村政時代に2回ほどこの質問といたしますか、提案をさせていただきました。

きょうは、事前に通告しておりませんので、村長さんの今言われた中での感覚的な回答でよろしいので、後でお願いしたいと思います。

平成27年12月と29年6月に、各地域のふるさと会館を拠点とした地域づくりの1つの方法として、仮なんですけれども、地域窓口事務所的なものを設定して、そこに管理人、いわゆる有人化といいますか、常駐化をしていただくような施策はご検討いただけないでしょうかということを申し上げました。

その管理人としましては、その時点で考えたのは、地元の区長さん、区長経験者ですとか、コミュニティーの会長経験者とか、地域住民に人望のある方などを私としては考えました。また、その後考える中で、今、村の職員が地元の方と接する機会も随分以前とは減ったのではないかなというようにお声も耳にしますので、場合によっては、職員を当番制でそういうところに派遣をして、地元の方と接する機会にするというような考え方もあるのではないかなと思っております。

また、どういう仕事があるのかと言いますと、私の考えた中では、施設、ふるさと会館ですとか公共施設の点検とか清掃、あるいは村の各部局から村民に対するアンケートとか調査ものがたくさん出るわけなんですけれども、それらの受領といいますか取りまとめ。あるいは場合によっては、そういう管理人がいらっしゃるとなれば、ご高齢の方などが世間話をしに寄ってくれたりというような対応なども出てくるのではないかなと思えます。

そういう施設利用頻度を上げるという意味でも、施策の1つになるのではないかなと思っておりますし、また、人が集まることによって元気が出る、あるいは村長さんの施政方針にもありました嫁婿対策などの情報交流といいますか、そういうようなことにも考えられるのではないかなということで、ご提案申し上げました。

それが経過なんですけれども、それに対して、当時の村長さんからは、ご答弁では役場の支所的

な役割ですと、二重行政になってしまうという懸念があるというようなご回答、あるいはコミュニティー組織に相応の財政支援をするので、その中で自発的にそういう、ふるさと会館を含めた施設の有効活用を検討してもらったほうがいいのではないのかと、予算をふやすから自分たちで鋭意考えてもらいたいということが2つ目。

それから先ほど加藤村長も触れられましたが、七ヶ谷、霧出地区での住民アンケートを実施する、その時点では予定なので、その結果を集計して、地域活性化の課題を見つけて実施したいというような、大きく3つのご回答をいただいたところであります。

その中では、私の提案いたしました常駐化というものが必ずしもベターではないのではないかと。やはり、地域の住民の方に一生懸命案を、それぞれの地域の状況も違うので、地域住民から出たアイデアを実行していくことが一番活性化につながるのではないかとというような回答をいただいたところであります。

それで、私としましては、やはり先ほど村長からもお話があったんですが、モデル地区というような形で、例えば、今先ほど申し上げましたように、地域の区長さんですとか、コミュニティーの会長さんをやられた方ですとか、あるいは職員、それから地域づくり協力隊の方々なども、そういうところに入って、ふるさと会館に常駐して何か活動というようなことも考えられるのではないかなというふうに思っているところですが、私は、何も常駐化だけが活性化ということを行っているのではないんですけれども、何か今までさまざまな施設がなくなった中で、じゃあ周辺地域、私たちの周辺地域に、村が具体的に何かしていただいたかということ、何かそういう目に見えるものが今までなかったような気がしますので、例えば、今度ふるさと会館に管理人がいることになったようだよというような話題が、もしできれば、かなり地域の中では大きなニュースになると思いますし、何か変化が起きてくるのではないかなというような感じを持っております。

急なご提案でしたので、詳細は結構ですが、そんなようなアイデアについて、村長の今のお気持ちといたしますか、ご意見がありましたらお伺いしたいんですけれども、お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今の管理人を置くということを村がすれば、その地域において村も配慮しているんだというのがあらわれるのではないかなというようなお話もございました。

今の質問、私も直感でお答えをさせていただきます。失礼があればご容赦願いたいんですが、管理人とは何なのかといいますと、私、議員と同様にふるさと会館なりが常時人で満たされているといいますか、利活用されていると、活気があるというふるさと会館をつくろうという意味では、多分一緒だと思っています。ただアプローチのやり方が違ってございまして、私は、管理人というのは、そういうにぎわいをつくるための手段でしかないと思っております。手段先行ではなしに、目的先行で、まずそこでにぎわうようなものはどういうものをやればいいのか、どういうことをすれば

いいのかということ、どんどん玉出しをしながら、それを実現する上において管理人が必要だということになれば、その検討をすればいいのかなと。まずは、そこをにぎわわすための施策、事業をどういうことをやっていくかと、その辺のことを十分詰めた上での判断になるのかなと思っております。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

今ほどのご答弁、まさに私もそのとおりだと思います。それで、ぜひとも、本来であれば地域がみずから考えて行動するというのが基本でありますし、重要なことだと思うんですが、それらの考える材料を、今、村長からお話があったように、例えば村からこういう使い方はどうだねとか、そういう提案をやっていただいて、それを足がかりにコミュニティーが考えるというような手順もご検討いただければと思います。

ゼロから考えられれば、それは一番いいんでしょうけれども、やはりそのあたりの情報量は、行政に携わる職員の方々とかよりは、やはり絶対的に少ないですので、よその事例ですとか、こういう使い方があるので、おたくの地域ではどうですかというような提案型の施策もお願いできればと思います。特に、役場には優秀な職員も多くいらっしゃいますし、地域の活性化に向けたアイデアを持っていらっしゃる職員大勢いらっしゃると思います。

また、これから考えてもらっても遅くないわけでありますので、ぜひとも職員の皆様にも、自分の今持っている担当の職を離れて、超えて、それぞれの地域に何か元気を出す方策はないのかなというようなことを、職員の方々にも考えていただいて、それらを集約して地域にご提供できればというふうに思います。

また、先ほど村長も触れられましたけれども、旧女川保育園につきましては、利用方法のアイデア募集という、村の初の試みをスタートしていただいて、このたび利用者、利用方法が決まったところであります。今後、私初め地域の皆さんで、利用が決まった利用者を支援しながら、今の保育園が有効に生かされていくように、私たちも支援していきたいというふうに思っております。

長くなって恐縮ですが、もう1問といいますか、もう一つだけお願いします。

我々、周辺地域の住民は、公的施設が集中しております下関地域を中心とする地域に比べまして、やはり絶対的な距離のハンデというものがございます。例えば、役場に行くにしても、公民館、小学校、中学校への通学、保育園への通園、あるいは打上地内にありますJAの利用、それから土地改良区さんへ行くときとか、それぞれやはり主要地域に住んでいらっしゃる方よりは、絶対的に距離が遠いということは1つのハンデとなっております。

そこで、例えばJR米坂線沿線に住まわれていても、あるいは路線バスを利用しやすい沿線に住まわれていても、あるいは小中学生、通学バスで送迎させてもらっていますけれども、また自家用車

をみずから運転して、それらの公共施設に行くにしても、やはりどうしても時間と費用というのは積み重なれば、その中央地域の方々より大きな負担となっているのが事実であります。

そういう周辺地域の住民が抱える、そういう距離的ハンデがあるわけでございます。それで、ここでお願いしたいのは、村がさまざまな施策を講じられるわけですけれども、決して周辺地域をえこひいきして面倒見てくれということではありませんが、やはり遠いところにあるということは、それ自体でやはり中央の方よりは不便さというものを、どうしても持っているわけでございます。

その点を踏まえて、いろいろな施策を進められるときに、ひとつ、距離が遠いんだということによって、そういう配慮もどこかに感じられるような温かさを持った村政を進めていただきたいと思います。少し抽象的な表現で申しわけなかったんですけども、最後にこの点について村長さんのご意見をお願いできればありがたいです。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほど距離のハンデというお話をされましたですけども、さまざまな地域によって、確かに違いはございます。私は、これから村政を進める上において、確かに下関地区に施設が集中せざるを得なかったという状況だと思っておりますが、その中で、それ以外の地域の方々の、先ほど申しました切ない思いがあると、そういうようなことは十分私も思っておりますし、その地域を何とかしたいという気持ちも、私にはございます。

これからさまざまな施策を展開する上においても、そういう考え方を頭に置きながら、施策の展開をしていきたいと思っております。

○議長（近 良平君） 2番。

○2番（伊藤敏哉君） 大変ありがとうございました。

それで、最後に加藤村長の施政方針の結びにもございました言葉でございますが、「村政の責任者として職員の先頭に立ち、前例に拘泥することなく一步一步課題の解決に向け努力する覚悟であります」というふうに結んでおられます。我々議員も、みずから考え、村政の課題解決に向けて精いっぱい支援、協力させていただくことをお誓い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） これで一般質問を終わります。

休憩します。13時15分まで。

午後0時15分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、発委案第1号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（近 良平君） 日程第5、発委案第1号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。提案者、議会運営委員長、小澤 仁さん。

○議会運営委員長（小澤 仁君） 発委案第1号、関川村議会会議規則の一部を改正する規則。

地方自治法第109条第6項及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

これは、関川村会議規則の第55条「質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。ただし云々」の文言を削除し、質疑の回数の撤廃を求めるものであります。

一括上程された議案の中で、3回の回数制限がありますと、質疑が十分でないというところがありまして、これの削除を提出するものであります。

平成30年3月4日、提出者、関川村議会運営委員会委員長小澤 仁、関川村議会議長、近 良平様。

○議長（近 良平君） これより、提出者に対する質疑を行います。

発委案第1号について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

提出者、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより発委案第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、発委案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6、報告第1号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算（第8号））

日程第7、報告第2号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算（第9号））

○議長（近 良平君） 日程第6、報告第1号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会

計補正予算（第8号））及び日程第7、報告第2号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算（第9号））を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第1号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算（第8号））をご説明いたします。

この補正予算は、除雪経費の不足など緊急に必要となった経費について、4,230万円を追加補正したもので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る1月25日付で専決処分したものであります。

次に、報告第2号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算（第9号））をご説明いたします。

この補正予算につきましても、除雪経費の不足など緊急に必要となった経費について、さらに5,000万円を追加補正したもので、同じく地方自治法第180条第1項の規定によって、去る2月15日付で専決処分をしております。

以下、2件について詳細は総務課長に説明させます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 既定の歳入歳出予算の総額に4,230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億6,700万円とするものであります。

初めに歳出につきましてご説明いたします。

8ページをお開きください。

今ほど、村長が申し上げましたとおり、主に除雪経費についての補正でございます。

2款1項2目11節修繕料につきましては、広報無線の戸別受信機、こちらのほうの修繕が必要となり、30万円を計上したものでございます。

7款2項2目11節の700万円は、消雪パイプの修繕を行うものです。また、13節3,500万円につきましては、除雪作業の委託費でございます。

続きまして歳入でございます。

7ページをごらんください。

歳入につきましては、財政調整基金から4,230万円を繰り入れて充当するものでございます。

次に、報告第2号、補正第9号につきましてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億1,700万円とするものでございます。

初めに、歳出につきまして説明いたします。

8ページをおはぐりください。

7款2項2目11節光熱水費800万円につきましては、消雪パイプの電気料を計上したものでございます。13節の4,200万円は、除雪作業の委託料でございます。

続きまして、歳入でございます。

7ページをごらんください。

歳入につきましては、財政調整基金から5,000万円を繰り入れて充当させるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。報告第1号及び報告第2号は、関連がありますので、この質疑は一括で行います。質疑はありませんか9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。この除雪作業委託料、これを2回に分けて出したというのは、何か理由があるんですか。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 今のご質問についてご説明申し上げます。

当初、1月15日で専決しましたが、また2月に入ってかなり、連日のように降りまして、とても見込みで足りなくなりました。その関係で2回に分けたというのはそういうことでございます。以上です。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第8、議案第9号 関川村地域文化交流館「ちぐら」の設置を及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第8、議案第9号 関川村地域文化交流館「ちぐら」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第9号につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第9号は、道の駅でございます「ちぐら」館に出店しています業者の施設使用料について改正をするものでございます。

詳細につきましては、農林観光課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 議案第9号 関川村地域文化交流施設「ちぐら」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

1の1ページをごらんください。

改正前は、月額9万2,000円ということでしたがけれども、今回、月額8万円に改正させていただくものでございます。

この使用料につきまして精査いたしましたところ、算定箇所重複部分があるということが判明いたしました。このため、使用料を改正させていただくものでございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 今ほどご説明いただきましたけれども、月額の改正でございます。

もう少し詳細にといいますか、たしか私の認識ですと、あそこは3軒の利用者があったかと思えますけれども、そのいきさつなど簡単で結構ですので、お話しいただきたいという点が1つと、それら入っておられる方々への説明、あるいは了解等のことについて、村のほうで対応されたと思えますけれども、そのあたりの概要をお願い申し上げます。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） この「ちぐら」は、平成19年4月にオープンした施設でございます。平成24年に保健所の指導がございまして、それまで軒下の部分を利用しながら販売しておったんでございますけれども、平成24年に保健所の指導がございまして、塀で囲ったり、手洗いの場を設けるというような指導がございまして、そのように実施しております。

その際に売り場面積がふえたというようなことで、条例を改正させていただきまして、月額5,000円を値上げさせていただいたところがございますけれども、それですと今日まできたところがございますけれども、昨年の暮れに、私のほうに、料金についてちょっと疑問があるというような利用者からの問い合わせがございまして、現地の店舗内の面積を計測したり、過去の書類を精査いたしましたところ、当初からその部分は料金に含まれていたというようなことが判明したものでございますから、今回、条例改正というようなことになったわけでございます。

なお、使用者は3名おりますけれども、3者が入っておるところでございますけれども、関係します2者につきましては、内容につきましてご説明させていただきまして、ご了解をいただいているところでございます。

以上であります。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

やはり、そういう改正のときには、現担当者あるいは前担当者、よく確認をしていただき、一種の事務上のミスではないかというふうに認識しましたので、今後、そのようなことのないよう防止策をお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） このたびの条例改正につきましては、ご指摘どおり事務処理のミスということで、大変申しわけございませんでした。

今回、この事実が判明いたしましたことから、とりわけ議会にお諮りする条例案件はもちろんでございますけれども、職員の引き継ぎ等におきましても、ミスのないように、そしてまた条例提案させていただくときには、しっかりとした間違いのないような処理をいたしますように、今後も注意してまいりたいと思います。

そしてまた、これを経験といたしまして、全職員に対しまして事務処理の適正化、また誤った場合の早期の是正についても指導してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第10号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第10号）

○議長（近 良平君） 日程第9、議案第10号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第10号、一般会計の補正予算についてご説明をいたします。

国の補正予算成立により、県営土地改良事業負担金や消雪施設工事費が必要となったこと、またスキー場電源ケーブル更新工事に不足が生じたこと、またこれらの事業と林道整備事業については繰越明許費として次年度に繰り越しして事業を実施するための補正であり、あわせて決算を見越し

た過不足を調整して編成しております。

詳細は、総務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第10号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,000万円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ51億5,700万円にするものでございます。

各款項区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によりますので、ごらんいただきたいと思えます。

7ページをお開きください。

今ほど、村長のほうで説明がございました繰越明許費につきましての説明でございます。

5款農林水産業費の県営土地改良事業負担金、これにつきましては、女川左岸地区のほ場整備の事業負担分でございます。同じく林道整備事業費は、安角地内林道山田線の道路拡幅事業費でございます。

6款商工労働費観光施設整備費は、わかぶな高原スキー場内の電源ケーブル更新工事で、平成29年度に予定していた工事が諸事情により行えなかったことから、今回、補正額を含めて3,200万円を繰り越して工事を行うという事業費でございます。

7款土木費道路橋梁維持費は消雪パイプ更新時の周囲の舗装等を行う事業で、道路橋梁整備事業費は消雪パイプ更新事業費でございます。

第3表の地方債の補正、これにつきましては、限度額の見直しということで説明にかえさせていただきます。

続きまして歳出につきましてご説明申し上げます。

それぞれに今回は決算を見越してということで、事業精算が主になりますので、これにつきましては、減額になる部分も含め重立ったものを説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

16ページをお開きください。

2款1項1目11節修繕料は、庁用車の経年劣化による故障修理が増加したということによる補正でございます。12節役務費翻訳料、これにつきましては、現在行っております住民訴訟対応のため、裁判所に提出する書類の翻訳が必要となったこと並びに海外の契約等に詳しい弁護士、渉外法律事務所の弁護士のことを言うんですが、こちらのほうの相談料を計上させていただきました。

4目11節光熱水費は、予算不足によるものでございます。

7目1節総合振興審議会委員報酬、これにつきましては、こちらのほうの見込み違いで大勢の皆

さんに参加いただいたことから補正を行うものでございます。13節委託料のふるさと納税謝礼品発送業務委託料、これにつきましては、公社にお願いしております発送業務の精算による経費でございます。

細々節5、コミュニティー学習会等業務委託料、これにつきましては、昨年霧出地区と七ヶ谷地区の中学生以上を対象として行った意向調査並びに年代別、男女別の学習会、これを実施しました事業の精査によるものでございます。

18ページ、3款1項3目15節むつみ荘管理費工事請負費は、屋根の改修工事を起債事業として計上しましたが、起債対象とならなかったことから減額したもので、最低限の修繕につきましては、修繕費で行ったものです。

社会福祉センター管理費工事請負費は、請差による減額でございます。

続きまして22ページ、5款1項3目19節細々節9、経営体育成支援事業446万1,000円は、担い手農家が農業機械を購入するための補助事業で、歳入にありますとおり全額県で補助するというものでございます。

23ページ、5款1項7目19節県営経営体育成基盤整備事業負担金と県営農村地域防災・減災事業負担金は、ほ場整備に伴う負担金でございます。

はぐりまして25ページ、6款1項4目22節観光施設管理費賠償金、これにつきましては、スキー場用地の借り上げで期間満了、6月13日になりますが、期間満了から新たな契約、これまでの間、41日間、これにつきましては借り上げ料として地権者に賠償をするものでございます。

23節使用料還付金、先ほど条例の改正をいただきました「ちぐら」館の利用者への還付金でございます。

5目15節電源ケーブル更新工事は、スキー場内の電源ケーブルが老朽化により破損のおそれがあるということで更新工事を行うもので、先ほど申し上げましたとおり、これと既存の予算を合わせまして繰り越して事業を行うというものでございます。

26ページ、7款2項2目11節消耗品費は、凍結防止剤の購入費でございます。13節除雪作業等委託料は、最終見込みによる計上ということで1,500万円を計上したものでございます。

27ページ、7款2項2目15節工事請負費1,200万円につきましては、消雪パイプ更新工事の村費分でございます。

3目15節消雪施設工事請負費は、記載のとおり消雪パイプの更新工事を行うもので、これも繰り越して工事を行います。

続きまして29ページ、7款5項1目需用費の光熱水費は、村営住宅の空き部屋の水道料等維持費に係る経費でございます。修繕料につきましては、退去後の部屋の修繕料でございます。

31ページ、9款1項3目19節同和地区児童・生徒入学支度補助金、これにつきましては、対象者

があったということで、県が2分の1、村2分の1で補助を行うものでございます。

33ページ、9款教育費4項3目13節土沢ふれあい自然の家の校庭枯れ松伐採委託料としまして80万円を今回計上させていただきました。これにつきましては、森林組合に委託して作業を行ってもらおうということでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

1款村税、これにつきましては決算を見越した見込み額を計上したものでございます。

そのほかは、事業精査によるものが大半でございます。

11ページをお開きください。

2項5目1節社会資本整備総合交付金は、消雪施設整備に対する国の補助金です。

12ページ、2項2目2節保育園産休等代替職員費県補助金、これにつきましては、産休職員のかわりに非常勤職員、いわゆる臨時職員を対象に人件費を補助するというもので、3名分の補助金でございます。

13ページをお開きください。

4目1節経営体育成支援事業補助金、これは支出で説明しました農業機械の購入に対する県の補助金でございます。

7目3節同和地区児童・生徒入学支度金県補助金は、先ほど歳出のほうで申し上げました県の2分の1の補助でございます。

15ページをお開きください。

6項2目1節雑入の19、市町村振興宝くじ等交付金、これにつきましては、例年のとおり額が確定したことにより計上するものでございます。

下のほうで細々節で45、物産展等協力助成金、こちらにつきましてはきらきらうえつポスター助成金並びに町イチ村イチの出店の助成金でございます。

20款1項村債の各事業につきましては、ほ場整備並びに消雪施設整備事業のためのものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 25ページ、4目施設管理費の22節観光施設管理費賠償金、今、総務課長からも話がありましたけれども、この詳しい経緯をお聞きしたい。それから、いろいろ抱えて今までずっと運営してきたこのスキー場のあり方について、新しい加藤村長に今後のあり方についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） スキー場のあり方についてお話をさせていただきます。

スキー場につきましては、近年のスキー場人口の減少、一方で施設の老朽化が激しくなってきたという状況がございます。また、その一方で、わかぶなのスキー場、地域から愛された大変魅力のあるスキー場ということで認識しております。

しかしながら、このスキー場そのものについて、運営していくには多額な費用がかかっておりますので、こうした費用につきましても、県民の皆様にもお知らせする中で、このスキー場を今後どうしていくのかということも議論をするためにも、広くスキー場の状況についても、村民の皆様にもお示しをしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 賠償金の詳細ということにつきまして、ご説明させていただきます。

わかぶな高原スキー場は、62年にオープンしたわけでございますけれども、その後、土地の契約が今回で4回目というふうになります。前回の使用期限、賃貸借契約の期限が昨年6月13日までとなつてございまして、今回、4回目の契約がいろいろな事情によりましておくれまして、昨年7月25日、要は6月13日から7月25日の間を契約できない状況が生じておりました。建物等が存在してございますので、土地所有者につきまして損害を与えたというようなことで賠償させていただくものでございます。以上でございます。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 10番、平田です。私もスキー場の関係になりますけれども、今回、まだ補正も上がっておりますけれども、電源のケーブルなので、当初予算が2,400万と足しての関係で一本だということ、やむを得ないとは思いますが、この後の一般会計のほう、新年度、そこにもまだ同じような格好でいろいろ上がっています。ここ数年、毎年7,000万、8,000万の村費を投入しているわけですね。そんな中で、次の契約が成るのか成らないのか、もう5年契約終わって4年ちよつとになっているわけですが、そこで次の契約が成るのか成らないのか、成らなければ撤退だということになるわけですが、せつかつぎ込んだ金がまるきり無駄になってくることが心配されるんですけれども、その辺、何とか方針がはっきりするまで、できるだけ我慢する、先送りするとか、そんな感じに持っていけないのか、ちょっと不安を感じるものですから、その辺、村長の考えをお聞かせください。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今回の施設整備につきましては、計画的にというか、何カ年かけての施設の整備ということでございます。

村に技術的、専門的な職員がおれば、これが何年ずらしても大丈夫だろうという判断はできるかと思うんですが、なかなかそういう知見が村の職員にはないのが実態でございます。これがもし、何年もずらせるようであれば、それは当面、この計画の中で今後スキー場をどうしていくかという議論がございますから、延ばせる部分については延ばす必要があるのかなと思いますが、その辺の技術的なものについては、再度確認をしてみたいと思います。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） わかりました。

私も拾い上げてみたんですけども、ことしの予算にすれば、用地の借り上げ料、共有地で600万、プラス個人の土地もあるわけですけども、そういう借り上げ料、あるいは夏場の電気料192万、こつとも上がっていました。スキー場の誘客対策補助金ということで500万毎年もらっているんですけども、それはパンフレットをつくったり、そんな関係ですね。そういった利子等の補給というようなことで400万になっています。あと工事、29年度、多分繰り越しているんだと思いますけれども、索道の整備工事で4,600万、あとケーブルで2,400万、プラス今回の補正で950万ですけども、大金なんですね。これなんか、もう三、四年後にはもう取り壊しと、撤退ということになれば、まるきり無駄になってくるなという感じがするものですから、我慢するところは我慢してもらって、先が見えてきたら投入するような、できるだけそういうような格好にもっていつてもらいたいということをお願ひしておきたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） スキー場の今後のあり方につきましては、まずは全く白紙の状況でございますので、今後、継続していくのか、継続していかないのかということにつきましては、村民の意見も聞きながら対応してまいりたいと思っております。

そのためにも、このスキー場で、今、議員がおっしゃったとおり多額の費用がかかっているということも含めまして、村民にまず広く説明する中で、村民の意見を踏まえながら今後対応していきたいと思っております。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第39号第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11、議案第12号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第3号）

日程第12、議案第13号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第13、議案第14号 平成29年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14、議案第15号 平成29年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）

日程第15、議案第16号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第16、議案第17号 平成29年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（近 良平君） 日程第10、議案第11号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から日程第16、議案第17号 平成29年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）まで、以上7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第11号から議案第17号までの7議案について、提案の理由をご説明いたします。

いずれも、平成29年度の各会計の補正予算でありまして、決算を見通した内容で編成をしております。

詳細は、それぞれ所管の住民福祉課長、建設環境課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは、議案第11号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,360万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,800万円とするものでございます。

最初に歳出のほうから説明させていただきます。

211ページをごらんください。

2款1項1目退職被保険者等療養給付費389万5,000円減額。被保険者が減少したことによる減額

補正でございます。

次の3款1項1目後期高齢者支援金441万1,000円、また次のページの6款1項1目介護納付金208万5,000円は、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものですが、決算見込みによる減額補正でございます。

次に7款共同事業拠出金1目高額医療費共同事業拠出金540万3,000円、2目保険財政共同安定化事業拠出金1,780万6,000円、ともに国保連合会へ支払う拠出金決算見込みによる減額とするものがございます。

次に歳入でございます。

前のページ、206ページをごらんください。

1款国民健康保険税のうち1目一般被保険者国民健康保険税医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、合わせまして498万円の増額補正でございます。主な要因としましては、農業所得の増額によるものがございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税88万3,000円の減額ですが、当初予算よりも被保険者が減少したことによるものがございます。

次の207ページをごらんください。

4款国庫支出金2目高額医療費共同事業国庫負担金、高額医療拠出金額に対しての国4分の1の補助の分ですが、160万1,000円、決算見込みによる減額でございます。

5款療養給付費等交付金1目療養給付費等交付金、退職被保険者の療養給付費から退職者被保険者の国保税を引いた分に対して国から交付されるものですが、決算見込みにより減額するものがございます。

7款県支出金1目高額医療費共同事業県負担金、高額医療費拠出金に対して県の4分の1の補助分ですが、160万1,000円、決算見込みによる減額でございます。

次の208ページをごらんください。

8款共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金663万3,000円、歳出の減額に伴う歳入の減額補正でございます。

2目保険財政安定化交付金、歳出の減額に伴う歳入の減額補正でございます。

10款繰入金1目保険基盤安定繰入金ですが、これは法定内繰入金です。総額で442万7,000円、決算見込みによる減額補正でございます。

次のページをお願いします。

2項1目給付準備基金繰入金、給付の伸びによっては繰り入れが必要なため、当初予算要求していたものですが、決算見込みによる減額とさせていただくものです。

11款繰越金、退職被保険者交付金が平成29年度は追加交付だったため、減額補正するものござ

います。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第12号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,200万円とするものでございます。

最初に歳出のほうから説明させていただきます。

305ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、看護師休暇時の臨時職員賃金、実績により20万円の減額と、代替医師の賃金は週1回勤務となったことによりまして170万円の減額補正でございます。

12節役務費ですが、医師募集の広告を出しましたが、早目に新しい先生が決まったということで不要になったものでございます。

2款1項1目、診療日が週1回となったことによる不要額の減額補正でございます。

次に歳入でございます。

前のページ、304ページをごらんください。

1款1項1目診療収入、診療報酬収入、実績に基づく650万円の減額でございます。

4款1項1目基金繰入金200万円増額補正でございます。

5款1項1目前年繰越金100万円増額するものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第13号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,630万円とするものでございます。

最初に歳出のほうから説明させていただきます。

408ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費25節積立金、基金積立金1,000万円の増額補正とするものでございます。

2款1項1目介護サービス等費、実績に基づく各サービスの調整でございます。

次のページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費、要支援の方のサービスですが、決算見込みによる100万円の増額補正でございます。

次、4項高額介護サービス等費1目、2目とも実績に基づく調整でございます。

5款1項1目総合事業による実績に基づく補正でございます。

次に、404ページの歳入をごらんください。

歳入の1款1項1目第1号被保険者保険料、65歳以上の方の介護保険料ですが、亡くなったり所得が落ちた分の減額補正でございます。特別徴収は、年金天引きと普通徴収でございます。

次に、3款1項1目国庫負担金ですが、国の変更数字に基づく減額でございます。

次のページ、1目国からの調整交付金1,015万1,000円減額ですが、これは確定数字となります。平成29年1月から12月までの実績により算定されているものです。これ以外は実績により今後の変更もでございます。

4款支払基金交付金ですが、社会保険診療報酬支払基金からの通知により減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5款県支出金、これも国同様に通知により減額するものでございます。

7款1項6目低所得者保険料軽減繰入金、低所得者の保険料は、基準を1とした場合0.5としていますが、さらに国・県・村の公費補助をしております、0.45と軽減しております。その差額の0.05分を一旦村が一般会計から繰り入れして、後で国・県の方は一般会計に入ることになります。低所得者の対象者減少による減額補正でございます。

8款繰越金1,827万7,000円の増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

9款第三者納付金、介護保険サービス利用者が平成27年に交通事故に遭ったときの損害賠償分が国保連から入るため、130万円の増額補正とするものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第14号 平成29年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を加え、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,150万円とするものでございます。

最初に歳出のほうから説明させていただきます。

506ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、人間ドッグ委託料及びゆ〜む利用券購入費は、実績に基づく減額補正でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金61万3,000円増額ですが、保険料軽減率が少ない割合となったために、保険料が増額となったものでございます。

次に歳入、前のページ、504ページをごらんください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、保険料軽減率が下がったことにより、その分、保険料分増額

補正しております。

次のページ、3款1項1目国庫補助金、国の事業の実績が減っているため、歳入で減額しているものでございます。

4款は、保険料がふえたことにより歳入がふえましたので、その分一般会計からの繰り入れを減額補正するものでございます。

5款で前年度繰越金の増額補正でございます。

以上で議案第14号の説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） 休憩します。14時20分まで。

午後2時00分 休 憩

午後2時18分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） それでは、議案第15号 平成29年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ750万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億250万円とするものでございます。

初めに歳出でございます。

806ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費13節委託料でございますが、固定資産台帳作成業務の委託で、精算により18万円の減額でございます。

次に2款1項1目水道施設費13節委託料につきましては、女川給水区域拡張関連、それと女川ほ場整備関連水道管移設設計委託で、精算による65万1,000円の減額でございます。

15節工事費の施設管理費、女川地区消火栓更新工事等で精算によりまして163万3,000円の減額でございます。

807ページをお開きください。

同じく工事費でございますが、女川地区給水区域拡張関連工事で、精算によりまして502万2,000円の減額でございます。

次に歳入につきましてご説明申し上げます。

804ページをお開きください。

1款1項1目水道使用料1節水道使用料は、精算によりまして42万5,000円の減額でございます。

2節雑入の水道加入金は、実績により5件増の16万1,000円の増額でございます。

次に3款1項1目積立金繰入金は、片貝の膜処理分の繰入金を取りやめたものにより55万円の減

額でございます。

2目一般会計繰入金運営費繰入金は、精算による65万1,000円の減額でございます。

続きまして建設工事繰入金については、163万3,000円の減額でございます。

次に805ページをお開きください。

4款1目繰越金は、精算による107万2,000円の増額でございます。

5款2項1目雑入の女川地区ほ場整備関連工事保証料の確定により47万4,000円の減額でございます。

6款1項1目簡易水道事業費債は、女川給水区域拡張関連で精算によりまして、簡易整備事業債と過疎対策事業債がそれぞれ240万円ずつの減額でございます。固定資産台帳作成業務の精算によりまして、公営企業会計適用債が20万円の減額でございます。

以上で簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第16号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）をお願いします。901ページでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ770万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,740万円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

906ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費は、13節委託料の固定資産台帳作成業務委託で、精算によりまして114万2,000円の減額でございます。27節公課費の消費税は、精算によりまして52万円の減額でございます。

2項1目建設改良費の浄化センター中央監視装置シーケンスコントローラー更新工事の精算による委託料7万4,000円と、工事請負費596万4,000円の減額でございます。請差の関係でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

904ページをお開きください。

1款1項1目下水道分担金は、新規加入者の減少によりまして126万円の減額です。

2款1項1目下水道使用料は、精算によりまして209万5,000円の増額でございます。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金は、事業費の減少により303万5,000円の減額でございます。

次に905ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金は、公債費分の精算により200万円の減額でございます。

7款1項1目下水道事業債は、固定資産台帳整備の精算により公営企業会計適用債が90万円の減額、中央監視装置シーケンスコントローラー更新工事の精算によりまして、下水道事業債、過疎対策事業債それぞれ130万円ずつの減額でございます。

以上で関川村公共下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして議案第17号 平成29年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ380万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,010万円とするものでございます。

初めに1006ページをお開きください。歳出でございます。

1款1項1目総務管理費の固定資産台帳作成業務委託は、精算によりまして152万2,000円の減額でございます。

2目維持管理費の修繕料は、精算によりまして227万8,000円の減額でございます。

次に歳入につきましてご説明申し上げます。

1004ページをお開きください。

1款1項1目農業集落排水使用料は、精算見込みによりまして120万円の増額でございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、実績によりまして460万円の減額でございます。

5款1項1目繰越金は、精算によりまして120万円の増額でございます。

7款1項1目農業集落排水債の公営企業会計適用債は、起債対象委託経費の減によりまして160万円の減額でございます。

以上で農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わります。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議案第11号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案11号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第3号)について質疑を許します。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第12号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案12号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について質疑を許します。質疑はありますか。3番、小澤さん。

○3番(小澤 仁君) 3番、小澤です。

407ページ、9款雑入、第三者納付金130万円、こちらもう一回説明をお願いします。

○議長(近 良平君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(中東正子君) 介護保険サービスを使っている方が交通事故に遭いまして、平成27年ですね、その損害賠償分国保連から代理にもらって、第三者もらって、これが関川村のほうに入ってくるというものでございます。この手数料は、後で30年度予算で4万1,000円ほど払うことになっております。

○議長(近 良平君) 3番、小澤さん。

○3番(小澤 仁君) 被害者の方に直接入るんだけど、一旦村を経由したということですか。

じゃなくて。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） この方、介護保険を使っているのです、その分村に来たということです。返してもらおうということです。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案13号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成29年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案14号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成29年度関川村簡易水道特別会計補正予算(第2号)について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案15号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について質疑を許します。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番(伝 信男君) 9番、伝です。904ページ、歳入のほうの減額予算なんですけれども、受益者負担金が126万円減額になっているというのは、これはもう一回説明をお願いしたいんですけれども。

○議長(近 良平君) 建設環境課長。

○建設環境課長(高橋賢吉君) 新規加入者の減少による減でございます、当初8件見込んでおりましたが1件、それから分割分が1件が2件ということで、要は新規加入が少なくなったということでの減額でございます。

○議長(近 良平君) 9番、伝さん。

○9番(伝 信男君) それで、下水道への加入率というのを毎年出しているみたいなんですけれども、大分、例えば減っている、今回10件ぐらい減っているわけだ、見込みより。受益者負担だから、結局、入会金みたいなものだ。(「加入金ですね」の声あり) 加入金ね。加入金、大体1件が10万

ぐらいになっているわけですね、普通であれば。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 普通では20万円。

○9番（伝 信男君） 20万円。

○建設環境課長（高橋賢吉君） はい。

○9番（伝 信男君） わかりました。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案16号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成29年度関川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案17号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号 関川村光兔交流館の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第18、議案第19号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

○議長(近 良平君) 日程第17、議案第18号 関川村光兔交流館の設置及び管理に関する条例の制定について及び日程第18、議案第19号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第18号と議案第19号は、条例の制定に関する議案でありまして、その提案理由をご説明いたします。

議案第18号は、旧女川保育園を民間で活用していただくために条例を制定するものでございます。詳細は、総務課長に説明をさせます。

また、議案第19号は、法令の改正に伴うものでありまして、詳細につきましては住民福祉課長に説明をさせます。

○議長(近 良平君) 総務課長。

○総務課長(加藤善彦君) 議案第18号 関川村光兔交流館の設置及び管理に関する条例の制定につきましてご説明いたします。

今ほど村長のほうから説明がありましたとおり、旧女川保育園につきましては民間に貸し出しを可能にするために、この条例を制定するものであります。

施設の名称は、光兔交流館と呼び、使用期間、これにつきましては1年以内とさせていただきます。ただし、更新は妨げないものとします。

使用料は全館貸しを原則としまして、月額1万円とするものです。なお、詳細につきましては、本条例のほうをごらんいただきたいと思います。

あわせて、使用者につきましては、現在決まっております、蛇喰の方で、この施設で鮮魚の加工を行い、移動販売車で販売を行うというものでございますが、今後、この施設内で販売や食事の提供ができるよう、検討を行っていきます。以上です。

○議長(近 良平君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(中東正子君) 議案第19号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関

する基準等を定める条例の制定について説明させていただきます。

この事業は、今まで県の条例で実施していたものですが、国の法改正によりまして、指定権限が県から市町村へ移管されました。平成30年4月1日施行となります。

国は、都道府県の条例を準用して、1年を超えない範囲で猶予規定を設けていますが、新潟県の条例は村と相違している部分があるために、猶予規定が適用されないことから、このたび村の条例制定をするものでございます。

村内の居宅介護支援事業所は、関川村社会福祉協議会垂水の里、関川愛広苑内に設置されております。また、この条例は記録の整備期間を除けば全て国の基準と同じに制定しております。

それでは、条例の中を大まかに説明させていただきます。

第1章総則では、趣旨、定義、第2章では指定に係る申請者の資格は法人としています。第3章基本方針、2ページ目をお願いいたします、第4章人員に関する基準では、従業員の員数、管理者を定めています。管理者第6条第2項、2行目に主任介護支援専門員でなければならないとしていますが、しかし、これは平成33年3月末までは管理者でもよいとしています。

第5章運営に関する基準は、内容及び手続の説明及び同意、第7条から12ページ、第32条までとなります。第32条第2項の2行目に5年間保存としております。5年間保存しなければならないとしております。国は記録の保存を2年としていますが、関川村は5年としております。国の基準には全て合わせていますが、この期間だけは国の参酌すべき基準の内容に該当するため変えております。

第6章では、基準該当居宅介護支援に関する基準の準用を入れております。

以上で議案第19号の説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。初めに、議案第18号 関川村光兔交流館の設置及び管理に関する条例の制定について質疑を許します。質疑はありますか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） お願いします。

条例の中身についてはないんですけども、この関川村光兔交流館、これは村が初めてといたしますか、利用の内容のアイデア募集からスタートした事業でございまして……。ということで質問を取り消します。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今の説明で、課長の説明で、今、使用を申し込んでいる方、食べ物を加工販売という話だったんですけども、その品名はわかりますか。魚。魚の……。

○議長（近 良平君） 9番、どうぞ。

○9番（伝 信男君） あそこは、要は魚の加工であれば、残骸が結構あれなんですよ。そういう

処分する場所は、多分、今までの保育園であればないと思うんです。ちょっと衛生面が心配される
ところはあるんですけども、そういう部分は全部個々で使用者が負担して設備しなければならない
と思いますけれども、その辺の管理、どういうふうな指導をされるんですか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 残菜ということでございますが、1点目に施設については保健所の許可
制になっておりますので、そちらのほうの許可に合わせた設備等の改修等も含めて行います。

また、今ほど出ました残菜ということなんですけれども、聞くところによれば、それほどの量は、
移動販売車で販売するような形なので、出ても家庭ごみぐらいかなぐらいでしかちょっと考えてい
なかったのも、もし多く出るようであれば、業者引き取りのような形で、そちらのほうの業者さん
のほうと提携して処分していただければなというふうに考えております。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） それからもう一つ、村長に伺います。

先ほど、「ちぐら」の件でも問題になったんですけども、例えばこれ、敷地に物を建てる、た
だそれは村長の許可が必要ですよと言ったんですけども、例えば、どの程度まで建物をふやしたり
改築したり可能なのか、その辺、村長の考えを聞きたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 施設を有効利用しようという目的でございますから、その状況、状況で判断
はしてみたいと思っておりますけれども、今、直ちにここでどの規模であれば可能だという判断基準
は、持ってございません。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） なるべく規制緩和で、使用者が使用しやすいような条件をつけていただけれ
ばなど、そういうふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。終わります。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

次に、議案第19号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条
例の制定について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第18号及び議案第19号は、総務厚生常任委員会へ会議規則第39
条第1項の規定により付託します。

日程第19、議案第20号 関川村農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第20、議案第21号 関川村基金条例の一部を改正する条例

日程第21、議案第22号 関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第22、議案第23号 関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第23、議案第24号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第24、議案第25号 関川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第19、議案第20号 関川村農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から日程第24 議案第25号関川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例まで、以上6件を一括議題と議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第20号から議案第25号までの6議案について、一括して提案の理由をご説明いたします。

いずれも、条例の改正議案であります。

議案第20号は、上川口農村公園を廃止するというものでございます。

議案第21号は、国民健康保険事業が県に移管となることから、基金の名称と用途を改正するものでございます。詳細は、総務課長に説明をさせます。

議案第22号から議案第25号までは、法令改正に伴うものでございます。詳細は、住民福祉課長、建設環境課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第20号 関川村農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

今ほど、村長から説明がありましたとおり、主には上川口農村公園を廃止するというものでございます。

2点目には、女川農村公園の大字が違っておりましたので、こちらのほうを正式に上の番地を入れさせていただきました。

それで、上川口の農村公園なんですけれども、こちらのほう、上川口、下川口、荒川台、それと蔵田島、久保、この5集落で管理を行っておりまして、村のほうからは指定管理をしていただいているということで、代表が上川口の集落で受けてまいりました。

関係集落の皆さんのほうで、公園の利用のほうがなくなったことや、草刈りなどの作業、これの作業員を確保することができなくなったというようなことから、村に返上する旨の要請がありました。

村では、現状を確認し、管理は困難と判断し、農村公園から外すこととなり、この条例の改正を行うものであります。

なお、今後の管理につきましては、公社への委託を考えております。以上です。

続きまして、議案第21号 関川村基金条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

平成30年4月から、国民健康保険の制度が変わります。これは、都道府県のほうに運営主体が移るといようなことになりまして、これに伴って保険給付費の仕組みが変わることから、基金の名称、用途を改正するものでございます。詳細は、こちらの新旧対照表のとおりでございます。

以上です。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 議案第22号 関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を説明させていただきます。

県のひとり親家庭等の医療費助成事業実施要領の一部改正に伴いまして、村の条例も関連する文言を改正するものでございます。

1ページをごらんください。

条例第3条第4項の文言、これは所得税法第2条第1項第33号の改正により、控除対象配偶者を同一生計配偶者と名称変更する改正でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第23号 関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を説明させていただきます。

県の重度心身障害者医療費助成事業実施要領の一部改正があり、それに伴い村の条例も関連する文言を改正するものでございます。

1ページをごらんください。

条例第3条第3項の文言ですが、これも所得税法の改正により控除対象配偶者を同一生計配偶者と名称変更する改正でございます。

以上でございます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 議案第24号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例でございます。

この条例の改正については、平成29年12月26日付で新潟県のほうから、新潟県の占用条例を改定する旨の通知を受けまして、それに伴いまして関川村準用しておりますので、占用料の徴収を改定するものでございます。

次のページをごらんください。

改正する内容につきましては、金額が下線があるところが変わっております。全体的に下がっております。そのようなことで、県の条例に準じてということでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第25号 関川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、公営住宅法の改正に伴いまして、認知症患者等につきまして収入申告を、今まで申告して料金を決めていたものでございますけれども、そういう患者が申告できないということで、職権により収入を把握し、家賃を決定する文言が加わったものでございます。

改正前のやつは、次のページの下線のところをごらんください。

以上でございます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第20号 関川村農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありますか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 上川口農村公園が、地元からの申し出で公園から外すというご説明でした。

この公園は、村有地になっているのかという点と、それからこの農村公園の跡地の利用などについては、まだ決まっていないのかどうか、どのような利用を、もし案があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 底地の、村有地かということでございますが、ちょっとそちらのほうは確認しておりませんので、後ほど確認をさせていただきます。

あと、利用の関係なんですけれども、先ほども申し上げたとおり、今のところ、こういったもので使うという目的がございませんので、当分の間、荒廃しないように公社のほうにお願いして草刈り等を実施して管理していくという予定でございます。以上です。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 関川村基金条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番(伝 信男君) 9番、伝です。

この文言を変えることについて、内容はどういうふうになるんですか。

○議長(近 良平君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(中東正子君) 控除対象配偶者を、同一生計配偶者ということですが、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者ですので、特段変わりませんが。字が変わって、中身は同じでございます。

○議長(近 良平君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 関川村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。

この改正によって、トータルの金額はどのくらい変わってくるものですか。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 詳細は把握しておりませんが、わずかの減額で、そんなに何万と変わらないと思います。また来年度のやつを出しておりませんので、ことしのやつは出ますけれども。比較しておりませんので、済みませんが。申しわけないです。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 関川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

休憩します。3時15分まで。ラジオ体操してください。

午後3時00分 休 憩

午後3時15分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務課長から追加の説明があります。総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 先ほど、伊藤議員さんのほうからご質問がございました上川口の農村公園の所有者の関係ですが、調べまして、村が県のほうから、もともとやはり河川敷なんですけれども、そちらのほうを払い下げて、現在は村の所有ということでございますので、ご理解をお願いいたします。

日程第25、議案第26号 関川村個人情報保護条例の全部を改正する条例

日程第26、議案第27号 関川村国民健康保険税の一部を改正する条例

日程第27、議案第28号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第28、議案第29号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

日程第29、議案第30号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第30、議案第31号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第31、議案第32号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第32、議案第33号 関川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第33、議案第34号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第25、議案第26号 関川村個人情報保護条例の全部を改正する条例から日程第33、議案第34号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例まで、以上9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第26号から議案第34号までの9議案について、一括して提案の理由をご説明いたします。

いずれも、条例の改正議案でございまして、法令改正に伴うものと、条項の内容に不備があり修正を行うものでございます。

詳細は総務課長、税務会計課長、住民福祉課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案に入ります前に、ご訂正をお願いしたいと思います。

こちらのほうの最終ページで、条例の施行日が書いてございます。こちらのほう、5月1日から施行というふうに書いてございますが、こちらのほう4月1日から施行ということで訂正をお願いいたします。大変失礼しました。

議案第26号 関川村個人情報保護条例の全部を改正する条例につきましてご説明いたします。

国の個人情報の保護に関する法律が改正されまして、昨年5月に施行されました。これに伴い、関川村個人情報保護条例の全部を改正するものであります。

法改正により個人情報の定義が改正され、指紋、顔認識データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確化されたこと。また、人種、信条、社会的身分など要配慮個人情報が定義されたことを受けて、個人識別符号を含む個人情報の定義の改正や、本人に対する不当な差別または偏見が生じないように、その取り扱いに配慮を要する個人情報の定義を設け、条例改正を行うものでございます。

詳細につきましては、条文のとおりでございますので、省略をさせていただきます。以上です。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（田村久美子君） 議案第27号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の改正は、主に地方税法などの改正に伴い、村の条例を改正するものであります。

1 ページをお開きください。

財政責任主体が県になることに伴い、第3条の課税額の定義を変更するものであります。

次に、5 ページをお開きください。

第9条納期を1期ふやし、8期から9期に変更するものです。これは、県内の統一の方針に合わせるものですが、納める方にとっては有利となります。そのほかは、条ずれと文言の整理に伴う改正になります。

以上です。

○議長（近 良平君） 次、住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは、議案第28号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を説明させていただきます。

この議案は、平成30年4月から国民健康保険の制度が変わり、都道府県が運営主体となります。

それに伴い、国民健康保険施行令が一部改正されるため、村の条例を改正するものでございます。

第1条では、文言の追加をさせていただきました。

第2条では、国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を、今までの関川村国民健康保険運営協議会とするために、名称を定義づけするものでございます。

「国民健康保険運営協議会」を「協議会」とし、「国民健康保険法」を「法」とし、第2条の2から次のページまで同様の改正でございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

続きまして、議案第29号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

お手元に住民福祉課資料をお配りしているかと思っておりますので、それと一緒に説明させていただきます。

介護保険事業では、3年に1回その計画を見直すこととされており、本年度、平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画を策定委員会で検討してまいりました。

このたび、策定委員会の意見を踏まえまして、標準とする世帯の介護保険料を1カ月7,000円として保険料率を改正させていただくものです。

第2条で保険料の金額がありますが、その説明として、お手元に配付いたしました住民福祉課資料1により説明させていただきます。

所得水準に応じて細やかな保険料設定を行い、9段階としています。

第5段階が基準段階となり、保険料率を1としています。この基準額を1とした場合、年額保険料は8万4,000円になり、月額7,000円ということです。全国の自治体の保険料を公表するときは、この7,000円という数字を公表しております。第6期と比較して基準額が月700円増額となっております。一番所得が低い第1段階では、基準に対して0.50の料率となっております、年間4万2,000円となります。一番所得が高いのは第9段階で、1.7の料率で年間14万2,800円となります。

下の表をごらんください。

第1段階の0.5の割合をさらに0.45として、3万7,800円としております。この軽減分につきましては、別枠で国2分の1、県4分の1、村4分の1の公費を投入します。

資料の裏、2ページ目をごらんください。

第7期月額保険料基準額1人当たりの内訳を簡単に説明させていただきます。

7期①標準基準額、介護サービス等の3年間の見込み数字を8,966円としております。そこから②国からの調整交付金見込み額が1億3,600万円を見込んだ額なんです、1人当たり1,754円を引きます。③村の準備基金取り崩しが、3年間で1,655万円を予定しておりますが、それが1人当たり212円です。残った数字が太い線の部分、これが7,000円ということになります。この7,000円の内訳

としましては、65歳以上の1号被保険者の負担率が1%上がっている分390円、それと消費税等の影響額が100円、そしてサービスがふえた分、それが210円が入っております。

議案のほうに戻っていただきまして、2ページ目の第2条の2項をごらんください。

ここで第1段階の保険料率をさらに0.05落として3万7,800円と、先ほど説明したところで改正しております。

第4章罰則第15条では、文章を提出もしくは提示を命ぜられたときの虚偽の答弁等をした場合、罰則を課しておりますが、今まで1号被保険者の65歳以上だけを対象としておりましたが、全ての被保険者を罰則規定の対象とするものでございます。2号も含めた40歳以上からも対象として拡大したということでございます。

以上で議案第29号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第30号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を説明させていただきます。

国の基準条例の改正に伴う改正です。

1ページ目をごらんください。

予防給付を受ける要支援者について、地域包括支援センターがケアマネジメントを行う事業でございます。

1行目の市町村を保険者としていますが、これは、他県では介護事業を広域連合で行っている自治体もあるために、広い意味で保険者と改正するものでございます。

第2条の4項、下から5行目に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、これは、障害者相互支援法の正式名称ですが、そこに規定する指定・特定相談支援事業者を追加しております。

この指定特定相談支援事業者というのは、障害のある方や保護者の悩みを相談支援する事業者です。ここでは、関係機関との連携の中に、この事業者も入れることとしています。

平成30年4月から関川村の社会福祉協議会も、この相談支援事業を立ち上げる準備に入っております。はまなすホーム、浦田の里には出張村委託事業として委託料を支払っております。

次の5分の2ページをごらんください。

第6条では、利用者には内容の説明をして複数のサービス事業者を紹介することと、第3項では内容及び手続の説明の強化をしています。

第15条から第17条まで、市町村を保険者と改正しています。

次のページ、4ページ、第32条でサービス担当者会議で、利用者及びその家族の参加を追加しています。

14の2号では、利用者に係る情報提供を主治医や歯科医師、薬剤師にすると追加しております。

次の5ページでは、介護予防サービス計画、ケアプランを作成した際には、ケアプランを主治医に交付しなければならないと追加されました。

以上で議案第30号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第31号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

もとの条例が202条あります。そのうち、一部改正が29ページありますので、要点を説明させていただきます。

1点目、共生型地域密着型サービスに関する基準が創設されました。これは、目次第5節で追加されています。

これは何かと申しますと、高齢者と障害者・障害児が同一の事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉の両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけるというものでございます。

基準条例の改正に伴う改正では、定期巡回、随時対応型訪問介護、これは重度者を初めとした要介護高齢者の住宅生活を支えるために、日中、夜間を通して訪問介護と訪問看護が連携し、定期巡回型訪問と随時の対応を行うというものでございます。

訪問介護員の基準を緩和して、介護職員初任者研修課程を修了した者ということで追加されました。

また、オペレーターの経験年数を3年以上勘案して1年以上とされました。オペレーターを置く時間制限がありましたが、その制限をなくしております。協議会の開催回数を3カ月に1回としていましたけれども、6カ月に1回と緩和しております。

身体的拘束の適正化を図るため、いろいろな基準や研究等を定めております。

次に、介護医療院の創設に伴う改正、これは介護医療院は県指定でございますが、介護医療院の説明の前に、少し介護療養型医療施設の説明をさせていただきます。

現在あります肴町病院と村上記念病院を介護療養型医療施設と言いますが、国は平成23年度末で、この介護療養病床は廃止することとして老健施設等への転換を進めておりました。しかし、国の指示どおりには進んでおりません。そのため、廃止転換期限を延長しまして、平成29年度末、今年度末までとしました。それにより、平成30年4月から新たな介護保険施設の創設をしたものでございます。その名称が介護医療院です。新施設への転換をしても、病院名の名称は引き続き使用できるものとしております。今の介護療養病床とは違いまして、病院や診療所とは区別された新しい型ですが、医療の必要性が高い方が利用する医療機能を内容とした施設系サービスと、もう一つ、医療の必要性はあるけれども様態が比較的安定している方の居住スペースを確保して、医療機関は外づけで医療サービスをするというような、居住スペースと医療機関併設型タイプの2種類が設けられ

ました。この転換の経過措置機関は、6年間延長することとしております。

この介護医療院が創設されることによりまして、改正が何ページにもわたっております。それに伴う条、項、号の繰り下げ等を行いました。

以上で議案第31号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第32号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

国の基準省令の改正に伴う村の条例改正でございますが、前に説明した議案第31号は、要介護認定が1から5までの方のサービスに関する条例でしたが、この条例は、要支援1から2までの方のサービスに関する条例でございます。

第4条第1項の3行目、認知症の施行規則で規定する法第5条の2に第1項が加わったものです。従業者の員数、第5条第1項の4行目に介護医療院が追加されております。

次の2ページ目の第9条では、利用定員の制限をしております。

3ページの第44条から4ページの46条まで、第60条、第72条2項に介護医療院を追加しております。

5ページの第78条身体的拘束等の禁止では、第3項に検討委員会を3月に1回以上開催、適正化の指針を整備して、従業者に対して適正化の研修を定期的実施することを追加しております。

以上で議案第32号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第33号 関川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

平成30年4月1日より、国の持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されます。これは、国保の都道府県化による法律改正でございます。それに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されます。

国保後期高齢者医療保険の資格の適用は、住所地で行うことを原則としています。しかし、施設等に入所して住所が移った場合は、住所地特例という制度で前の住所地の被保険者としています。例えばの例で申し上げさせていただきますが、山形県の施設に住所を移しても、住所地特例で関川村の国保を利用するということです。

それでは、山形県の施設に入所していて75歳になったときはどうかといいますと、住所地特例の適用はないんですが、ないために、今までなかったんですが、山形県の広域連合の後期高齢者医療の被保険者となっています。

そこで、この法改正によりまして、75歳になったときでも住所地特例の適用を受けて、新潟県の広域連合の後期高齢者医療保険の被保険者となることができるというものでございます。

なお、今回の法改正については、平成30年度から新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者から適用されます。平成30年4月1日誕生日に75歳になる方からが対象となります。

以上で議案第33号の説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（田村久美子君） 議案第34号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

3ページをお開きください。

今回の改正は、第9条第2項に規定されている収入証紙で手数料を納付する部分が当村にそぐわないため、第9条第2項を削るものであります。

そのほかは、条ずれによる改正と文言の整理です。

以上です。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第26号 関川村個人情報保護条例の全部を改正する条例について質疑を許します。

質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

この個人情報保護条例というのは、前々からわかっているんですけども、今回全部改正したということは、これに付随した個人情報公開条例とか、保護条例とか、いろいろ個人情報に関する法令があったと思うんですけども、その辺についての兼ね合いはどうなっているのか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 詳細のほう、まだ詰めていないんですけども、伝議員さんのおっしゃるとおり、条例の改正に伴いまして必要な規則、条項等の改正は今後行う予定です。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

次に、議案第27号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑は

ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号 関川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番(伝 信男君) 9番、伝です。

後期高齢者医療、これ広域連合、私も議員になっているんですけども、ちょっとあの辺の組織がなかなか難しい組織で、こういう簡単に質問できる場所ではないような組織なので、ちょっと今、また後期高齢者の医療保険の問題が出ましたけれども、さっき課長から説明があった国民健康保険に加入している市町村で、後期高齢者に移行しても、そしてまたよその県へ行っても大丈夫と、例えば関川村だったら関川村で後期高齢者医療に加入していれば、よその県でも大丈夫、例えば連合じゃなくても大丈夫だということなんですか。何か山形県どうのこうのなんて話だったが。

○住民福祉課長(中東正子君) 私、わかりやすいと思って山形県なんていう話をしたんですけども、今までであれば、私が村の国保で山形県の施設に入ったとしますね。住所地特例で関川村の国保を使って山形県に行った。そして75になったとします。そうすると、山形県の広域連合に入らなければいけなかったんですね。それが、この国保の県単位化になったために、ここを改正しまして、住所地特例そのまま、新潟県の人が山形県へ行っても、そこでも新潟県の広域連合を使えますよというふうに改正したということです。(「じゃあ、全国どこへ行っても」の声あり) 全国、そうですね、そういうことですね。他県へ行ってもということです。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

次に、議案第34号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第26号から議案第34号は、総務厚生常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

○議長（近 良平君） お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

あす3月9日は、午前10時から開会いたします。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後3時43分 延 会